

2021年度岐阜県予算に関する要望書

岐阜県知事 古田 肇 様

2020年7月20日

日本共産党岐阜県委員会 委員長 松岡 清

日本共産党県議会議員 中川 裕子

日本共産党地方議員団

新型コロナウイルス感染症や豪雨災害への対応を始め県政運営への日頃のご努力に敬意を表します。

コロナ禍のもと、国民の暮らしと経済、医療、介護・福祉施設など、かつてない危機に直面し、県内でも例外ではありません。

経済・社会活動の再開は、感染拡大抑止を取りつつ段階的推進によらなければなりません。感染拡大抑止のための医療と検査の体制を抜本的に強化する、自粛と一体の補償をとる立場で、大打撃を受けている暮らしと営業を支えることが急務となっています。さらにここへ来て豪雨災害への敏速な対策を取りつつ一刻も早い復旧が求められています。

県政においても、検査体制の抜本的強化、医療と介護・福祉への支援、子どもと教育への必要な支援など、また飛騨地方を始めとした豪雨災害対策を最優先の課題として取り組み、県庁舎建設事業や大型公共事業、イベントなどの見直しが必要です。

そうしてこそ、県政の最大の使命として、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害から県民の命と健康、医療と福祉、暮らしと営業、教育、環境などを守ることができ、これを応援する県政へ転換できるのではないのでしょうか。

さて、県内の日本共産党の地方議員や支部に寄せられた県民の切実な要求をふまえ、2021年度岐阜県予算に関する要望としてまとめました。以下、154項目の要望と提案をおこないます。ご検討の上、県として次期予算編成に最大限、具体化していただくよう強く要望いたします。

【清流の国推進部】

1. 市町村が行っている移住定住施策に支援をお願いします。固定資産税免除を行っている市町村への補助など、市町村の負担軽減を図ってください。未利用の県有地の活用もご検討ください。(中津川市)

【県回答】市町村が行う新たな移住定住施策については、従来から清流の国ぎふ推進補助金の支援対象としております。これに加え本年度は、当該補助金に清流の国ぎふ移住促進事業を新たに追加し、市町村の取り組みを支援しているところであります。なお、固定資産税の減免につきましては、各市町村に権限があるものですが、市町村が行っています移住定住施策については、県移住ポータルサイトや3大都市圏の相談センターなどで広くPRしており、引き続き市町村と連携し、周知に努めてまいります。

2. 県内大学に進学する学生も使える新たな給付型奨学金制度を創設してください。また、清流の国ぎふ大学生等奨学金の対象者の拡大を県として行ってください。(県委員会)

【県回答】(教育委員会)大学生向けの給付型奨学金につきましては、国の施策として平成29年度に創設されておりますが、令和2年度から家庭要件の緩和や給付額の改定など内容の大幅な拡充がなされておまして、加えて予算額も大きく増額されています。授業料および入学金の減免制度も創設されております。国のすすめる支援策も含め、各種就学支援制度を保護者に十分周知しまして希望する大学への進学につながるようとりくんでまいりたいと考えております。

【県回答】(教育委員会)清流の国ぎふ大学生等奨学金は、県外の大学等に在学し、将来、岐阜県にUターンし、県内で居住、就業する意思のある学生に貸与する制度としています。県が実施した調査では、県内出身者が県外大学等に進学し卒業後、県内企業等に就職する割合は約70%と比較的高い水準となっているため、限りある予算の中で、Uターン促進を重点的に図ることとしています。今後とも大学生等奨学金制度を十分に周知し、清流の国ぎふを支える人材が流出しないよう取り組んでまいります。

【県回答】給付型奨学金制度の創設については、教育委員会の方から回答させていただきます。対象者の拡大については、県外の大学に進学している学生のみを対象にしていまして、こちらの方の県内にもどってくる割合が愛知、関西、東京、その他など地域ごとですが、15%から32%程度ということでまだ低い状況にあるので、まず県外に進学した方を確実に戻っていただきたいと考えておりますので、現時点では対象者を拡大するのではなく、いまのままで進めていきたいと考えております。

【総務部】

3. 公文書、県の発行物や書類について、元号だけでなく西暦を併記するようにしてください。

(県委員会)

【県回答】現在、県が作成しています刊行物とかパンフレットなどにつきましては、元号に西暦を併記しているものもあります。今後につきましても、元号、西暦の併記とか、使い分けをするなどして県民の皆様にとってわかりやすい表示にしていきたいと考えております。

4. 歴史的価値の高い旧岐阜県総合庁舎について、隣地において市庁舎は来年4月開庁のなか、エリアの全体像が明らかになることから、利用方針を早急に決めてください。(岐阜市)

【県回答】旧岐阜県庁舎については、他県での旧県庁舎の活用事例なども参考にいたしまして、メディアコスモスや現在建設中の岐阜市の新市庁舎など周辺施設等の関係も考慮しながら、歴史的、文化的な価値がある建物にふさわしい活用方法を検討したいと考えております。一方、旧岐阜県庁舎の再開にあたりましては、耐震性の確保や設備のリニューアルなど大規模な改修工事が必要になると見込まれます。このため、県庁舎の再整備が一段落した段階で、活用の方向性について具体的な議論が進められるように準備をすすめていきたいと考えております。

【県回答】財政状況を踏まえつつ、県庁舎の再整備が一段落した段階で活用の方向性について、具体的な議論を開始できるように今のうちから、岐阜市とも連絡会議とか、あるいは先方からの意見を聴取したり、他県状況をヒヤリングするなどの情報収集をして、一から始めるのではなく今のうちから準備を進めて、すぐに議論が進めていける状況にしていきたいと考えています。

5. 県職員の公共交通利用拡大のため、JR西岐阜駅と県庁、ふれあい会館を結ぶバス路線の拡充を図ってください。(岐阜市)

【県回答】現在の多くの職員が、子どもの送迎や介護のため、あるいは公共交通機関での通勤では遠回りで非効率であるといった理由から自家用車で通勤しております。また県内の交通事情から、出張の際には自家用車を使用することも多くあります。こうした状況の中で、県職員の公共交通機関の利用につきましては、職員の意見も十分に踏まえながら、通勤時間や出張などへの業務の影響＝費用対効果、さらには新型コロナウイルス感染症への感染リスクの軽減など幅広い検討が必要であると考えております。

6. JR西岐阜駅周辺には、県立美術館、県立図書館やリニューアルされた岐阜市科学館、サラムンカホール、ヒマラヤアリーナなど、いずれも公共交通が貧弱で利用者は車使用を余儀なくされ、土日などは駐車場不足が慢性化しています。JR西岐阜駅をハブとして、長期的環境的視野にたち、車利用に過度に依存しない、便利な公共交通や自転車で、安心して暮らせる街を作るよう強く要望します。(岐阜市)

【県回答】(都市建築部)西岐阜駅周辺の公共交通について。県美術館、県図書館へは、JR岐阜

駅、西岐阜駅から乗合バス、あるいは市町村バスが運行されています。県としては、岐阜市の公共交通会議等に参加して、地域の公共交通網のあり方について助言を行うということをしていすし、あわせて、バス事業者が作成する路線図など県営施設などに配布して、施設利用者に周知をするということも行っていて、引き続き利用促進を図っていきたいと考えています。

7. 新県庁舎建設の着工開始で、多額の財源が投入されることにより、厳しい財政状況になることが予想されます。もともと、規模の縮小を要求してきましたが、今後、県民にしわ寄せがいかないよう大型公共事業の見直し、県債発行額の抑制を実施してください。（県委員会）

【県回答】社会福祉法関係経費、社会資本の老朽化対策経費などの構造的な再出動圧力に加えまして、今般の新型コロナウイルス感染症拡大にともなう対策経費の増加、税収減が懸念される中、財政の持続可能性を考えますと、節度ある健全な県債発行に努めていくことが必要不可欠であると考えます。これまでも交付税措置の高い県債の活用、施設の長寿命化、年度間の平準化を図るなどの様々な工夫をまいりましたが、今後も将来の公債費、実質公債比率への影響に目配りしながら、慎重な県財政運営に努めてまいります。

8. 現県庁舎取り壊し後に計画されている(仮称)県民サービス棟の建設は白紙にしてください。（県委員会）

【県回答】県民サービス棟につきましては、現在、分散して配置しています岐阜地域の現地機関等を1カ所に集約いたしまして、県民サービスや行政効率の向上を図ることを目的として、県庁舎再整備基本構想において現庁舎の解体、跡地へ建設を計画したものであります。ただし、現庁舎の解体までについてはかなり時間がありますので、まずは行政棟と議会棟をつくった上で、全体を整備した上で予断なく検討してまいりたいと考えております。

9. 建築事務所の設置違反の疑いについて放置せず、監督官庁として実態調査の実施と法の適用を。

「設計会社が本店所在地以外の自治体に名ばかりの事務所(〇〇営業所、〇〇事務所など)を設置している例が県下にはいくつもある」との指摘が住民からあった。実際に現地調査を行うと、外観上、建築士法に定められた標識が見当たらず、管理責任者が事務所に出勤している様子がなく事務所駐車場もないと思われる事務所が存在しており、その事務所に設計の仕事をするスペースが確保されているのか、法定の書類が事務所に備え付けてあるのかどうかも疑われる。同時に、こういった名ばかりの営業所等が行政によって事実上、黙認されているのではないかと疑われる状況である。立ち入り調査を含む厳正な実態調査と法の適用を求めます。（関市）

【県回答】(都市建築部) 建築士事務所の立ち入り検査については、5年ごとの事務所登録の更新時期に合わせて計画的に実施しています。その際、標識の掲示、管理建築士の勤務状況や所在目的書類等の所在および内容を調査し、不備があった場合、速やかに是正を求め、適正に対応されたことを確認しております。また、建築に関して法令に違反する恐れがある場合も、必要に応じて随時立ち入り検査を実施しております。

【県回答】営業所ということについて、まず登録した所在地に実態があるかどうか、実態というのは建物、何もないようなところが登録されているのはおかしい。管理建築士が不在のため業務がきちんとされていないのではないかとというようなことも確認しています。管理建築士の勤務状況については、通常は出勤簿等で確認するが、各地域の営業所の場合は、よくあるのは数日しか実際開いていないというようなところがあります。ただし、何日か営業所を開けなさいという規定がないので、実際に仕事があるときだけそこがあいて、管理建築士がしっかり管理できるという状況であれば、建築士法上は違反とまでは言えないという状況となっています。立入検査の実績としては、数字的には把握していないが、県の各建築事務所や岐阜市や大垣市といった建築確認申請を所管する測定行政庁から、違反の疑いの報告があった場合に関与した事務所について立入すると、年間数件という感じかと思っています。通常の計画的な立ち入り検査について

は、昨年度は157件、そのうち軽微な不履行があったのが約46%の72件という状況で、随時立入検査をして指導して是正を確認しているというような形です。掲示板等の違反については、行政指導により是正された場合には処分というところまではいかないが、悪質になってくれば文書注意、過去に例はないが業務停止ということもありうると思いますが、それは非常に悪質という場合です。いままでの経験でいえば、速やかに是正がされています。国への報告については、通常は国との連携をする場合は、例えば建築士事務所登録は県の登録です。建築士も一級建築士は国土交通大臣、二級木造は岐阜県知事が登録をしています。違反の内容で、例えば標識の表示違反だと、開設者に義務があつて建築士の義務ではない。これが確認申請の偽造とかになってくると建築士の違反となつて、それが一級建築士だと、一級建築士の処分は国が行う、事務所登録は県が行うということで連携して行うというケースがあります。また、過去の姉歯事件のように全国に波及するようなものであれば、国に連絡して全国でいっしょにいろいろな調査等を行うという流れになっています。

10. 緊急事態宣言後の県有施設の使用について

中津川市では市有施設使用時の名簿提出が強制されています。

①公民館や図書館など市の施設を使用するときに参加者全員に氏名、電話番号、体調を記録させて施設に提出させています。個人情報提出させて施設で保管し60日間保管後、廃棄するとのこと。「感染防止のためとは言え、行き過ぎ」と改善を要請しても、「協力してください」の一点張り。市は強制ではないと言いながら施設の窓口の担当者には強制しないようにと言わないために、仕事熱心な窓口担当者は提出を強制します。名簿提出を強制するので、市の施設を使用しない団体や個人がいます。国のマニュアルを受けて、県から指導してください。（中津川市）

【県回答】(健康福祉部) 当県が定めたコロナ社会を生きる行動指針について県の催事施設を利用される方に対して連絡先の登録を求めている。同時に市町村の催事施設においてもこの取り扱いを参考とするよう通知している。尚この連絡先については強制ではなく、あくまでも感染拡大の防止の観点から登録をお願いして位置づけるものです。こうしたことを踏まえて、万が一、ある施設である利用者から新規感染者が発生して、保健所などが利用者に連絡する必要性が生じた場合、例えば利用団体の代表の方が団体の中の各個人の連絡先を把握して、その代表者の方が保健所と連絡調整にご協力して頂いて、つまり各個人の連絡先を開示してもらえば必ずしも利用時に利用者全員の連絡先を施設に報告する必要はないと私どもは考えている。各市町村に対しても説明会等でその旨、既に助言しており、各施設の運営管理において、差し支えないよう柔軟かつ適切な取り扱いをお願いしている。なお県では岐阜県感染警戒QRシステムというものをつくっており、個人情報である住所や氏名などを登録することなくメールアドレスを登録するのみで、いざというときに連絡をする運用をしている。これと合わせて市町村に推奨しているので合わせて報告します。

【県回答】(健康福祉部) 中津川市から9月末日のソーラーライブについて既に当課で指導中であり、これに限らず全国から人が集まるイベント、1000人以上集まる大きなイベントは当課で直接指導している。第2波以降は数が減っている状況ですが、引き続き相談があつたものには改善を図っていきたい。蛇足ながら当課の指針の中には小イベントも位置付けておりリスクの高いイベントとして気を付けていく。

【危機管理部】

11. 近隣の原子力発電所事故によって放射性物質が基準値以上でた場合、県民が直ちに避難しなければなりません。県民の命と安全、財産を守るため、原発の再稼働中止を国に求めてください。（岐阜市）

【県回答】原子力発電所の再稼働につきましては、国のエネルギー基本計画におきまして、原子

力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、原子力発電所の再稼働をすすめる。その際、国も前面にたち、実施自治体等関係者の理解を得るよう取り組むとされております。これに対して、県としては再稼働に関して、協力を得るべき自治体の立地自治体の範囲とか、どのような手続きで関係者の理解や協力を得ているかという具体的なプロセスが明確にされていないことをいままでも指摘をしています。これらを明確にした上で、国民や影響が予想される自治体に対し、原子力発電所の安全性やエネルギー政策上の必要性について、ていねいに説明すべきであると国に対して常に申し上げているところであります。原子力発電所の稼働については、あくまでも安全第一でありますので、今後とも適時、適切に国に対して意見を申し上げていきたいと考えております。

【県回答】規制基準の県としての考え方についてですが、様々な世論調査を見ましてもいろんなご意見がありまして、原子力発電所に反対の方が多という結果も出ておりますことは承知しております。原子力発電所の稼働についての安全基準については、国が責任をもってやっていくところであって、疑問に思われる方がおられるということはやはり説明不足というのがあると思います。県としては国に対して、ていねいな説明を求めていると考えております。

【県回答】恵那市のダムの話ですが、新聞等々でしか承知していないので、県土整備部にも話をしていきたいと思っております。

12. 原子力発電所事故における避難計画の指針を明らかにしてください。 (岐阜市)

【県回答】原子力災害事故の避難先の大枠や避難手段の考え方、避難所運営方針などを記した原子力災害にかかる岐阜県市町村広域避難方針を平成26年(2012年)2月に策定しまして、県のホームページに掲載するなど広く公表しております。また、原子力施設からおおむね30km以内に所在する地域を含む自治体(揖斐川町)と放射性物質拡散シミュレーションの結果、実効線量が年間100ミリシーベルトとなる可能性のある揖斐川町、大垣市など3市町において避難計画を策定しています。その他、シミュレーションにおいて実効線量が年間20～100ミリシーベルトとなる可能性のある市町においては、県と関係市町と連携し、研究会をつくって防護対策のあり方について、検討しているところであります。県としては市町の意向を伺いながら、避難計画の策定を支援して参りたいと考えているところであります。

【県回答】①避難計画のコロナ禍での見直しについてですが、今年に入りまして感染症対策が非常に重要になってまいりまして、自然災害に向けての訓練など市町村でコロナ禍での感染症対策を踏まえた訓練をされていると思いますが、原子力防災にしましても同じでありまして、今後コロナ禍で感染症対策を進めていきまして今年の訓練に反映させていきたいと考えております。②避難計画の説明会についてですが、市町村からそのような要望がありましたら、説明に伺いたいと思っております。

【県回答】①避難所問題ですが、当然ですがコロナ対策でスペースが広がりますので、避難所不足というのは前から言われています。県として6月補正で国の方からもありますように、宿泊施設とかホテルの借り上げに対しても、補助するような形でいま支援しているところであります。コロナ対策というのは事前にどう準備するかということが一番大事ですから、避難所がどれだけ足りなくなるのかということを市町村と事前に準備するよう、指導、助言しているところでありますので引き続き行っていきたいと考えています。

②自宅避難のことですが、国の方からも垂直避難ということで考えておりますが、あれはあくまでも自分の家が浸水被害のことで大丈夫だということで、垂直避難、逃げるいとまがないときにということで、我々もその旨、市町村にもいっしょに話しておりますので、事前準備で自分の家がどういう状況なのかを知っていただいて、垂直避難も一つの手立てとして考えています。

13. 防音工事が完了していても自衛隊の航空機の騒音によりテレビの音声聞き取れない状態が続いています。NHK受信料の補助継続と対象区域の拡大を国に求めてください。

(岐阜市)

【**県回答**】自衛隊航空機の騒音による視聴障害につきましては、昨年、一昨年の要望でもいただいております、その都度、東海防衛支局へしっかりと申し入れをしているところであります。今後において、各務原市、岐阜市をはじめ基地周辺の自治体と情報を共有しまして、連携をとりながらおこなっていきたいと思っております。

【**県回答**】各務原市の自衛隊のNHK受診料のことでどのような要望を出しているかということですが、区域における公平性の確保、視聴環境の実態、住民の理解を得るために十分な周知とていねいな説明をお願いしております。

【**県回答**】NHK受診料の県の見解ということですが、まずは市町村がどのように思われているかということで、とくに協議会会長の各務原市とは常に意見交換しております、繰り返しになりますが、補助継続の実態に即した対応というのは、同じ認識、同じ思いで要求されておられますので、歩調を合わせてやっていくつもりです。

【**環境生活部**】

14. 岐阜市百々峰内の東海自然歩道は木製の階段が朽ちて危険な状態となっています。また段差が大きく歩きづらいため脇道までできるようになっています。山を荒らさないためにも、歩きやすく安全な登山道に整備してください。（岐阜市）

【**項目取り下げ**】

15. 高山市荘川町六厩の産業廃棄物最終処分場の事業計画は撤回させてください。荘川産廃計画に、地元町内会をはじめ大反対です。高山市議会も反対決議をあげています。過疎化と高速道路網整備に乗じて産廃を持ち込むことは、許されません。環境破壊と健康を脅かし住民合意のない荘川産廃計画に県も反対の態度を明確にしてください。

（飛騨地区）

【**県回答**】産業廃棄物処理施設等の設置にあたりましては、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（手続条例）」にもとづき、事業者は事業計画に関する情報を関係住民に事前に周知を行わなければならないとしているほか、関係住民の皆様は周辺の生活環境の保全に関する意見を述べる機会が設けられているところでございます。また、廃棄物処理法におきましては、施設を設置することによる周辺の生活環境への影響を事前に調査を致しまして評価を行い、施設の設置計画を策定することとされています。手続条例にもとづく手続きが適正に行われるように指導等を行いますとともに、構造基準や維持管理基準への適合性について厳正に審査をまいります。

【**県回答**】事業者から手続条例に基づきます事業計画書の提出を受けたところでございまして、それについて審査している最中でございます。手続条例で市長が反対の場合はどうなるかという質問でございしますが、手続条例の手順と致しましては一番初めにその事業計画書、あるいはどの範囲で周知をされるかという二つの計画書を提出してもらいます。それとは別に周辺の生活環境に関する調査の方法、どのように行うかについても計画書の形で提出してもらいまして、それについても説明会を事業者の側の方で開催しまして、どのような調査を行なうかについても、皆様方に説明するような仕組みになってございます。

その後、生活環境の影響調査を行なった後、どのような結果が出たか、併せてまた改めて事業計画書の内容も併せて説明をしていただくというような手順を踏まえて、その後皆様方から関係住民の方々からご意見をいただく機会を2回設けております。さらにその後、合意形成が出きているか、あるいは事業者の取り組みが十分であったかどうか、という事につきまして県の方で内容を確認をまいります。さらに、合意形成の判断について、異議申し立てという制度もございまして、異議申し立てがあった場合については、委員会を別に設けておりますので、そちらの委員会の意見を聞いて再度合意形成ができていくかどうかについて、判断をすることになってございます。その状況によりましたら、事業者側の取り組みが不十分であったような場合です

とか、調整の合意形成の努力が必要と思われるなど、様々な場合があるかと思いますが、必要な手続きを確認した後、これで手続条例に基づく手続きが終了したかどうか、というような確認を取っていくというような手順になっています。

【県回答】合意形成の状態になれば、合意形成がなされているかとかなされていないとかそういうことについては、手続条例の中の条例と規則で定めているところでございます。例えば、一例を申しますと皆様方に説明会を行ってその場でまったくご質問がなかったという場合もあるかと思いますが、そうしますとその内容についてはその場だけでなく文書によってでも意見を述べる機会を設けておりまして、そういった場合につきましてはまったく意見がないということを行政の方で確認させていただけますので、そういった場合については合意形成が図られていると判断するなどというように手続条例の中でそういった場合にどういう判断するかとか決めております。

【県回答】ご理解をいただきたいことがあるんですけど、手続条例に関する手続きと申しますのは廃棄物処理法に基づく評価申請に基づく手続きとはまったく切り離されているものとご理解をお願いします。廃棄物処理法に基づく基準というものは、簡単に申しますとそもそも設置される施設がどうあるのか、その後施設が設置されたらきちんと維持管理が行われているかどうかということに関しては法律に基づいた基準がございまして、それを県が審査をしまっているということでございます。それとは別に手続条例というものを持っておりまして、それに関して事業者が自らの計画に関して関係の住民に事業内容とか、それぞれの個人の方々も含めてですけどご懸念に対してどのように対処していくのかということを、事業者の側からご説明をさせていただくという機会を複数回持ちまして設けているところでございます。手続条例に基づく手続きを定めているわけですが、皆様方がご意見を仰って、それに事業者がそれに対してどのように考え対処していくのか、あるいは皆様のご意見によって自らの維持管理に関する内容をより厳格にしていくのか、事業者からの誠実な回答を求めていくというように事業者側にとってはそういうことを行っていく手続きになってございますので、そのところにつきましてはご理解をいただきたいと思っております。

16. 高レベル放射性廃棄物の処分技術を研究する瑞浪超深地層研究所は、坑道埋め戻し計画通り返還できるよう強力に働きかけてください。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分地を県内のいかなる場所にも受け入れないという条例等を制定してください。

(県委員会、瑞浪市)

【県回答】瑞浪超深地層研究所は、令和4年1月までに坑道の埋め戻しを完了するとの計画を示しており、計画に沿って埋め戻しが進められており、先月末現在において地下500mの研究坑道の埋め戻しが実施中でありまして。県では今年度3回の現地での出張確認を行っており、今後とも計画通り埋め戻しが行われるよう、引き続き現地の状況を注視してまいります。

【県回答】本県におきましては、従前より高レベル放射性廃棄物の最終処分地を受け入れる考えはないと表明しているところです。条例等の制定については考えておりません。

17. ジェンダー平等社会の実現に向けた本格的な取り組みを行うために、性的マイノリティの人権保障のため、各種申請用紙等の改善、相談窓口の設置、パートナーシップ制度・条例の実現など取り組むための体制をつくること。またセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど人権侵害であることを周知徹底し、根絶のに向けた取り組みを強化してください。

(県委員会)

【県回答】ジェンダー平等社会の実現に向けた性的マイノリティの人権保障の取り組みについては、人権施策推進課や男女共同参画女性の活躍推進課のほか、教育委員会等関係機関と連携し、必要な体制を確保しながら施策を進めております。各種申請用紙等の改善につきましては、昨年度県全体の公文書の調査を行ない、必要のない性別記載欄を速やかに削除するよう見直しを行いました。また、相談窓口の設置につきましては、平成30年度より男女共同参画女性の活躍センターに専門相談員による電話相談窓口を開設いたしまして性的志向や性同一性障がい

等を理由として困難な状況に置かれている方から様々な悩みをお聞きしているところです。また相談窓口を周知するため啓発誌を作成し学校や県民等に広く配布しております。また、パートナーシップ制度につきましては、引き続き国や他の都道府県の動向を注視してまいります。また、各種ハラスメントの防止に向けては、県内5圏域での企業や事業所向けの研修会あるいは人権啓発で啓発し人権だよりへの記事の掲載等によってより一層周知・啓発に努めてまいります。

18. 県が行う事業や県の政策、意思決定の場に、女性の平等な参加を保証してください。

(県委員会)

【県回答】(子ども女性局) 県では平成15年に制定した岐阜県男女が人として尊重される社会づくり共同参画条例において男女共同参画をすすめることを県の責任として県の施策の推進を図ってきている。中でも県の行う事業や県の政策への女性の参画においては同条例に基づき県の附属機関である審議会の委員の選任においてはできる限り男女の数が等しくなるように努めており、5年前の平成27年4月1日現在、36.7%であった審議会等の女性委員の割合は令和2年4月1日現在、43%に上昇しており着実に女性の参画が進んでいるものと考えている。引き続き当該条例の趣旨に則り、女性の参画を推進していく。

【健康福祉部】

19. 乳幼児医療費助成は小学校就学前となっていますが、助成対象年齢を引き上げてください。また、国へ助成制度の創設と財政支援を働きかけてください。

海津市では、医療費無償化の対象年齢が15歳までなので、高校生世代(18歳)までに引き上げるよう求めています。2019年9月議会での一般質問では、段階的な引き上げ等を含めて要望したり、2019年11月には市民740人分の署名「高校生世代まで医療費無償化を」市長に提出しましたが、今年度も対象年齢は15歳までに留まっています。

(県委員会、岐阜市、海津市、中津川市、笠松町)

【県回答】県の乳幼児医療助成は小学校就学前までとしており、県内の全42市町村が入院、通院とも中学校卒業までの無料化を実施しているので、県として現時点であえて助成年齢を引き上げることは考えていない。尚、当県の助成制度は保護者の自己負担や所得制限がないことに加え病院の窓口の一部負担金の支払いの不要な現物支給方式を行う全国的にも手厚いものとなっている。今後の制度の在り方について、主として県の医療費助成制度を持続可能な制度として実施していく観点から財政状況を踏まえ慎重に見定めていく必要があると考えている。また、かねてから国に対して、子どもの医療にかかわる全国一律の制度を創設する要望をしていて今後も継続をしていく。

20. 国民健康保険の子どもにかかる均等割について、削減措置を導入するよう全国知事会は国に求めています。その間、県として独自に軽減するようにしてください。

(中津川市、笠松町)

【県回答】国保の保険料は資産割、所得割の応能割負担に加えすべての被保険者が等しく保険給付を受ける権利がある点に着目し、受益に応じて負担する均等割、平等割という応益割負担が法令で定められている。均等割については法令で低所得者への軽減措置と県から市町村への財政支援も定められていて、こうした規定に従って当県も市町村も適正に運営していると考えている。子どもに関わる均等割保険料の負担について医療保険間の公平を図るため軽減措置を導入するよう全国知事会を通じての要望に加え、当県からも国に対して要望をしている。県として独自に軽減措置を実施することは考えていないが引き続き国に対して要望していく。

【県回答】国保の構造的問題への支援の要求に対して、全国知事会それから県独自でも国に抜本的な要望をしている。国保財政基盤の安定化のために制度改正に伴って国が確約した財政支援制度の確実な履行に加えて、国の定率負担の引き上げとか子どもに関わる均等割保険料の低減措置とか制度間の公平性を確保していくような抜本的な点についても引き続き要望をし

ていきたいと思っている。

21. 国保料引き下げのため、均等割、平等割を廃止し、県の予算を繰り入れてください。

国保の県単一化によって、国保料が比較的抑えられていた飛騨3市は、どこも値上げが強行されています。むしろ低かったところに合わせる県の支援策が必要です。（飛騨地区）

【県回答】国保の保険料は資産割、所得割の応能割負担に加えすべての被保険者が等しく保険給付を受ける権利があることに着目し、受益に応じて負担する均等割、平等割という応益割負担が法令で定められている。その中で均等割については法令で低所得者への軽減措置と県から市町村への財政支援も定められていて、こうした規定に従って当県も市町村も適正に運用していると考えている。このため均等割、平等割に相当する額の県独自の繰り入れは考えていないが、県は今後とも引き続き低所得者への保険料の軽減措置を目的とした財政支援を行っていく。また、平成30年度からの市町村納付金の算定に当たっては市町村ごとの医療費水準等を反映して算出するとともに一人当たりの納付金額が平成28年度に比べ医療給付費の自然増を含めた一定割合を上回ることをしないよう激変緩和措置を実施している。

22. 高すぎる国民健康保険料を協会けんぽ並みに引き下げできるように県独自に支援してください。（中津川市）

【県回答】国保特別会計は原則として必要な支出を保険料、国庫負担金などで賄い単年度の収支を均衡させることが重要とされており、県としては独自に保険料の一律引き下げや軽減を図るための一般会計繰り入れの財政支援を考えておりません。

23. 国民健康保険の資格証明書の発行は、医療を受ける権利を奪うことになりますので中止してください。（笠松町）

【県回答】資格証明書は法令に基づき保険料の適正な収納を図るため行う措置ですが、一方で災害や事業の廃止といった特別の事由により保険料が納めることができない場合は被保険者の返還を求めないこととされています。県としては市町村に対しきめ細やかな指導相談を実施することにより、特別な事由の適切な把握に努め機械的な対応を執ることのないように実地指導や研修会等において助言指導を行っている。

24. 国保料について

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、医療費が激減しています。また所得が30%以上落ち込めば免除や減免制度が使える、その財源は、国が措置することから、市町村の国保会計は繰越金が多く発生することが予測されます。県に納める納付金が乖離してくるものと考えられることから、2021年度と言わず、早急に納付金の見直しをしてください。

（各務原市）

【県回答】平成30年度の国保の新制度開始以降、市町村が保険料を徴収し県へ納付金を収める仕組みとなっております。市町村は県への納付金額を考慮して保険料率を設定している。今般、新型コロナの影響で所得が減少した被保険者にかかる保険料減免について国が一定の基準のもとで財政支援を行うこととなったところです。今年度における納付金の見直しについては今回、市町村が行う保険料の減免に対して国が全額の財政支援を行うこと、また国のルールにより納付金が年度途中に納付金の修正等行わないことが原則とされていることから、納付金額の変更は想定していない。令和3年度の納付金算定に当たっては新型コロナウイルス感染症の影響による医療費や市町村の保険料収入による状況等も踏まえながら検討していく。

【県回答】コロナウィルスの影響による国保料の納付金への影響であるとか、取り扱いについて、確かに今の時点で医療費への影響は報道を含めて承知をしているが、今時点で県の国保財政に影響がどれだけあるかというのは現実では見込みづらい状況である。これには医療費の減額もあるが、当然それに伴い国の負担や収入という点もあり、これが全体にどのようなになるかは見込みづらい。それから、この点については岐阜県のみならず全国的な状況と思っており、国に対してそのような影響に対し今年度、来年度の対策について支援を求めていきたいと考えて

おり、全国の状況や推移を見ながら検討していきたい。それから2点目の収入が30%以上減少した場合の取り扱いが市町村によって異なるのではないかについて、当初、制度が国から示されたとき、取り扱いが明確になっておりませんでした。その後、市町村によって取り扱いが異なるという情報を我々がもらい、国の方にその取扱いを確認した。その結果、30%減収の見込みで行い、最終的に30%の減収にならなかった場合でも支援をするという国の考え方を確認し、それがわかった段階ですべての市町村に取り扱いを周知しており、7月の市町村との会議でもこういう取り扱いと周知しており、国の制度がこういうものだとして引き続き周知を図っていきたい。

25. 平成30年度から国民健康保険の都道府県単一化となりましたが、市町村の実情を聴いた上で、来年度の保険料の算定にあたり、一般会計からの繰り入れを認めるなど、保険料の値上げをしないこと。また保険料の軽減策として、県独自の補助金を拡大してください。(岐阜市)

【県回答】国保特別会計は原則として必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄い単年度の収支を均衡させることが重要とされており、保険料全体を一律に下げたための一般会計からの繰り入れは削減に努める必要と考えている。しかしながら、市町村の繰り入れについては医療費の適正化や保険料収納率の向上等を含め市町村の実情に応じ、市町村が適切に判断するものと考えている。なお県では引き続き、低所得者への保険料軽減措置等を目的とした財政措置等を行っていく。

26. 新型コロナウイルス感染症対策の国民健康保険料(税)の減免について、厚生労働省保険局国民健康保険課の「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準等の取扱いに関するQ&Aについて」(令和2年5月11日付)によって内容が示されています。今回の国保料(税)の減免は、コロナ禍における緊急的な措置であり、被保険者が直ちに利用できるようにすることが大切です。県として市町村に対し具体的なマニュアルを提示し、その内容を徹底し、国保料(税)の減免実施にあたって混乱や矛盾が生じないようにしてください。(県委員会)

【県回答】新型コロナウイルス感染症による国保保険料減免の取り扱いに関しては国から示された実施基準、Q&A等を市町村に周知するとともに減免申請の受付審査が円滑に実施できるよう県において 受付表や提出書類のチェックリスト例を作成し配布した。また、迅速な生活支援の観点から疑義が生じた際には速やかに国に確認し市町村に情報提供するとともに、市町村との会議においても内容の周知を行っている。今後も制度の適切かつ迅速な実施に向け、市町村との支援、連携に努めていく。

【県回答】コロナ感染症の国保料の減免の周知や市町村でのバラつきをなくすことについては、今あった申請等の実態を調査して、周知徹底を図りたい。

27. 保育士等の環境改善について

- ①保育士の増員、保育の質の確保のため、公定価格の引き上げなど抜本的な保育士の処遇改善を国へ要望してください。
- ②過重労働を解消するため、国の「保育士配置基準」を見直すよう国に求めてください。
- ③潜在保育士の就職・再就職支援の強化をはかるため。看護師・介護福祉士と同様に離職時登録制度を県として策定してください。
- ④指導監督基準を満たさない認可外保育施設が速やかに基準を順守し、または認可施設への円滑な移行ができるよう必要かつ十分な支援を行ってください。
- ⑤幼児教育・保育の無償化されましたが、給食費は除外されました。県として所得や年齢を問わず全員の給食費を無償化してください。
- ⑥6月12日に成立した国の第2次補正予算には介護、救護施設等の全職員に支給される「慰労金」が、保育は対象外でした。県として保育士にも「慰労金」を支給してください。

(中津川市)

【県回答】保育士の環境改善について6つの要望がある。1つ目の処遇改善について、我々も保

育士の確保について重要な対策と認識している。これまで約14%の処遇改善を行うとともに、保育士としての技能、経験を積んだ保育士については最大で更に4万円相当の追加の処遇改善を実施した。引き続き国の動向を注視していく。2つ目、子ども子育て支援新制度の新設で国においては消費税引き上げによる財源で幼児教育、保育と子育て支援の量的な拡充と質の改善を図るとされた。その具体的内容については国の子育て会議において議論され、職員の処遇改善は質の改善として盛り込まれていることから、県としては国の議論の状況を注視していく。3つ目、現在の保育士登録制度について離職時や居住地等の変更があった場合、届け出の規定がないことから現在の就業状況や居住地の状況が把握することができず潜在保育士の掘り起こしができない状況である。このため介護福祉士と同様に全国一律に対応するものと考え、就業状況の届け出の努力義務化について、国に対して令和2年、地方分権改革の一環として本県から提案したものである。引き続き本提案が採択されるよう国に働きかけていく。4つ目、昨年10月から開始された幼児保育教育無償化における、認可外保育施設について法律に基づく届けがなされ基準を満たす施設が無償化の対象とされており、制度開始から5年間は基準に適合していなくても、この無償化の対象とする経過措置がある。こうしたことから県としても県の立ち入り調査についても基準適合の支援事業として専門的知見を有する専門員から巡回指導を行う安全対策強化事業を実施して、こうして事業を行うことで事業認可外施設の指導を行っている。5つ目、昨年10月から開始された幼児保育・教育無償化における、3歳から5歳児の保育料に含まれない副食費について、低所得世帯等は免除されている。これに加えて本県では、県独自に所得要件を緩和した第3子以降の無償化において昨年度からこの副食費を対象とした。また、所得要件等を問わず無償化することは現在、市町村によって検討されているところから、市町村等の取り組みを注視する。6つ目、保育所等においては職員や児童等が罹患した場合や地域で感染が拡大している場合には臨時休園や登園自粛等を行うことができること、また臨時休園等を行った場合でも他の福祉施設と違って給与等に充てる運営費は通常通り支給されることから、国の第2次補正予算における慰労金では対象外と理解している。しかし、他県等においても、この保育士等を対象に全国一律に実施すべきという意見があることから、今後、他県等の動向を注視していく。

【県回答】6つ目の保育士と同様に国の補正予算の慰労金の対象外とされた。保育士同様、放課後児童支援員についても、全国一律に実施すべきという意見があることから、県としても国の動向を注視していく。

【県回答】非正規、非常勤の職員の保育士が多くなってきたいて質の改善について、確かに保育士の就業状況については重労働で勤務時間が長いということで保育士の正規については現場では避けられるということを知っている。質の維持向上、改善については、必ずしも非常勤が多いから質の悪化と同じではないとは考えていない。今申し上げた中で職場環境の充実とか人材育成、先ほど説明した処遇改善をセットで取り組んでいる。6の慰労金について国への働きかけの要望について、6月の全国知事会を通じて、国に保育士、放課後児童支援員の対応を要望している。引き続き全国知事会を通じて国に働きかけを行っていく。

28. 新型コロナウイルス感染症防止対策として、PCR検査などの拡充は緊急の課題です。市町村での検査センターの拡充、公的・民間の病院での検査体制を拡充してください。また、そのための検査機器・資材・検査キット、検査員など人員確保等に支援してください。そして、医療・介護従事者、障がい福祉関係の労働者、保育士や学校の教職員等を対象に戦略的な検査を実施してください。（県委員会）

【県回答】PCR検査について、地域外来検査センターについては各圏域に8ヶ所設置しており、各地域の医師会の協力のもと運営を強化していく。また、医療機関を対象として検査機器及び試薬の購入に際して、経費を補助して、接触者帰国者外来を中心に医療機関内検査を拡充していく。その他、医療機関に必要なサージカルマスク等の医療物資については県による備蓄を

すすめるとともに計画的な調達と配布を継続する。当県では医療機関、福祉施設や学校等で陽性患者が発生した場合は無症状者を含めて積極的なPCR検査を実施していく。

29. 新型コロナウイルス感染症の検査体制について

①感染防止と経済活動を両立できるよう症状が出た人や濃厚接触者だけではなく、安心して医療・介護、学校、接客にあたるように新型コロナウイルスのPCR検査や抗原・抗体検査など無症状の人にも積極的に行えるよう体制をつくってください。

②感染者が少ない今こそ無症状の人にも検査し、陽性を見つけ、隔離し、安心して経済活動ができるようにしてください。

③市町村での検査センターの拡充、公的・民間の病院での検査体制を拡充してください。

④検査機器・資材・検査キット、検査員など人員確保等に支援してください。

(県委員会、中津川市)

【県回答】検査体制について、1つ目について、地域外来検査センターについては各圏域に8ヶ所設置しており、各地域の医師会の協力のもと運営を強化していく。当県では医療機関、福祉施設や学校等で陽性患者が発生した場合は無症状者を含めて積極的なPCR検査を実施している。2点目。陽性患者の陽性、濃厚接触者等に関しては症状の有無に関わらず積極的にPCR検査を実施し、感染の拡大防止に努めている。3点目、地域外来検査センターを拡充を図るほか、医療機関に対して検査機器及び試薬の購入経費を補助して、帰国者接触者外来を中心に医療機関内検査についても拡充していく。4点目、医療機関に関わるサージカルマスク等の医療用資器材については県による備蓄をすすめるとともに計画的な調達と配布を継続する。また、感染拡大の防止をすすめるため疫学的調査を確実に実施するため、保健師等を各保健所に増員配置している。

【県回答】検査等についての回答で、一点目、学童の接触者等が多いようであるがそのような状態についてどのように行っているかということについて最初の対象者数とその結果的に増えているのではないかと報道があるのではないかとということについて、患者さんが報告されると保健所が患者さんにその内容及び家族と接触者の人たちに非常に詳細に確認を行います。その中でその患者と濃厚に接触した方と当然であるが、何らかの感染の機会等があった場合、かなり広範に設定して、その方々に対してPCR検査を実施していきます。この実施検査対象において、新たにPCR検査が陽性であった場合においては、その方を中心に確認を行い、対象者を広めていき感染症調査の基本ですが、第1同心円、第2同心円と順次感染症対策の拡大を行うことにより、網羅的に対象者を把握することになっている。その間の調査について、学童及び学校については十分に自宅待機等を行って、また感染防御対策等を行って充分に対策を行って、感染がその間に拡大しないように関係各位に協力を求めているような方法をとっているため、当初の設定対象者数より大幅に患者数が増えていくことはクラスター対応についてはよくあることです。

2点目、PCR検査の目標実施件数の1000件の根拠は国が重症化率をもとに患者推計モデルを提示しており、その患者推計モデルをもとに必要な検査数を算定する仕組みになっており、岐阜県の最大推計は500件でした。ただ、国のマニュアルに従って国の500件をもとにするのではなく、その倍の1000件を目標に整備するというので、決めた。地域外来検査センターの公表については公表することにより、帰国者・接触者外来と同様に、その所や外来を設けているところに一般県民さんが押し寄せて、通常業務に支障が出ることもあるので基本的には非公表を続けていくことと考えている。また、PCR検査について線ではなく面で、3ヶ月に1度、定期的にはやってはどうかと提案があったが、PCR検査をする瞬間、およびその数週間前の感染状況でウィルスが残存している場合のみ検出可能で、随時確認ができるものではない。従って、定期的に何回も行うことが非常に難しいものである。例えば、6月に国の調査した抗体保有状況では、東京では0.1%、大阪で0.17%、宮城では0.03%となっており、99.9%の国民が感染していな

かったという状況において面によって検査をし、検査機能をそこにおいて利用することになると真に検査が必要とされる方々、今回クラスターの患者さん等の発生等での真の目的の検査ができないということを考えると引き続き患者さんを中心として積極的にPCR検査を続けていきたいと考える。また、無症状者についても積極的にやってほしい提案ですが、基本的に医師の診察により必要とされる方については積極的に検査をしていくように考えている。PCR検査の外注については当然、認めており、その医療機関において外注で検査してもらうことはすでに行っているが、県の検査能力については確実に且つ速やかに検査できることが最も重要であると考えており、この検査数や実施能力に外注検査数を含めずにあくまで県内の医療機関が自力で検査し完了し速やかに発表できるものを厳選して通知できるものを計上している。

【県回答】下呂についてはセンターにより保健師の配置はない。配置については現在の感染症の対応については多人数で24時間対応の保健師で極めて短時間で対応することを主軸にしているので1名又は数名という個別の配置はかえって危険と考えており、飛騨保健所に集中して配置しており、また保健師が必ずしも従事しなくてもよい事務作業においては外部人材等を活用して対応するとし、下呂地域における対応は飛騨保健所において対応するものと考えている。下呂温泉病院においては適切な感染症対策を行って、診療、治療を行っていると考えている。

30. 新型コロナウイルスがまん延した時に重症者の受け入れが行えるようにベッドの確保をお願いします。(中津川市)

【県回答】新型コロナウイルスのベッドの確保ということで、医療機関が新型コロナウイルスの感染症の患者の病床を確保するのに際して空床補償、ベッドを確保していただく件で感染のピーク時にはこの重症者用の病床67床を含めて県全体で625床の病床を確保することとしております。

31. 恵那保健所職員を増やし、新型コロナウイルス感染症の対策が速やかに出来るよう、また、県下にPCR検査を、広めて、感染症対策を速やかに打てるよう要請、要求します。

今、新型コロナウイルス感染症の対応で、多くの市民が不安を抱えています。

陽性者が、発症した関係者だけで、PCR検査をするのではなく、医療、子育て、教育、福祉等まずは、人とのふれあいのある職場から、そこに繋がる関係者に広げ、PCR検査場をもうけ、検査を速やかに開始して下さい。現在、東濃では設置されているとの事ですが、具体的に何処かとも、公表は控えられています。医療施設での、情報が一番わからないのが現実です。

検査の体制を、県として、いち早く整え、県民の日常の暮らしの中でどう動けばよいか。見える目処を生み出して頂けるよう。心から、強く要望いたします。(恵那市)

【県回答】保健所とPCR検査について、今後の相談件数の増加に備えるとともに感染拡大を防止するよう疫学調査を確実に実施するようにするために保健師等を各保健所に増員配置し、更に電話相談員の外部委託を行うなど保健所の体制強化に取り組んでいる。また、東濃地域には現在、地域外来検査センターを一か所、8月3日から設置しており 受診希望者が殺到などにより、医師が検査を必要とした患者の検査に支障をきたす恐れがあるので場所の公開は控えている。当県では医療機関、福祉施設や学校等で陽性患者が発生した場合は無症状者を含めて積極的なPCR検査を実施している。更に地域の医師会の協力のもと地域外来検査センターの運営を強化していく。

【県回答】1点の間違ひがあるので訂正する。東濃地域の地域外来検査センターは8月3日現在、1ヶ所設置してあり、4月30日に設置と訂正。

32. 新型コロナウイルス感染症は未だ終息しません。

感染防止の対策の大前提となる、いのち、健康を守ることを最優先にPCR検査体制整備を要望します。特に、医療、介護施設、および幼児保育など関係者施設職員の健康管理を最優先に対応してください。

東濃医療圏での軽症者収容施設は観光地に立地しています。実際に収容されたとき、観光での外来者への心理的影響にも配慮しなければならないと思います。また、公立病院に隣接していることも選定された条件です。市民の不安解消のためにもぜひ、早速市内又は恵那市近郊でPCR検査を開始してください。（恵那市）

【県回答】PCR検査と施設について、当県では医療機関、福祉施設や学校等で陽性患者が発生した場合は無症状者を含めて積極的なPCR検査を実施している。現在、東濃地域では地域外来検査センターを一か所、設置しており、更に地域の医師会の協力のもと地域外来検査センターの運営を強化していく。また、宿泊療養施設を実際に稼働させる際には安全に注意しゾーニングや動線設定等の徹底により施設内外の感染防止を図っている。

【県回答】1点、間違いがあるので訂正します。東濃地域の地域外来検査センターは8月3日現在、1ヶ所設置しており、4月30日に設置と訂正します。

33. 県内医療機関の減収の実態をつかみ、身近な病院・診療所を守るための経営支援をしてください。（県委員会）

【県回答】県内の医療機関の経営支援について医療機関の減収について県の病院協会さんの方で経営の状況調査をやられており、そうした結果の情報共有をしております、情報把握をしておるところです。その上で県内の医療機関が感染拡大を防ぎながら事業を継続できるように感染防止対策や診療体制の確保に要する費用、院内感染防止に必要な設備整備費を補助して支援しております。

【県回答】経営支援の関係で具体的な実態とか県として把握しているのかという質問でしたが、県として実態調査はしていないが、県病院協会の回答のあった50の病院の調査によると、8割が前年より悪化していて、非常に厳しいものと理解していて、また全国の病院関係の団体も経営状況の調査をされていて、例えば日本病院協会と3団体の調査によると、4月の医療収入がコロナ患者を受け入れた病院では昨年度と比べて12.4%の減収、コロナ患者を受け入れていない病院でも7.7%の減収で約10%位の減収ということで、県としてもそのような実態は把握して経営の支援を行っていきたいと考えている。

34. 国の「再検証」による病院名公表を撤回し、病床削減ありきの公立・公的病院再編・統合の押し付けをやめるよう国に求めてください。同時に、病床削減ありきの県の地域医療構想を見直してください。（県委員会、飛騨地区）

【県回答】県の地域医療構想ですが、国による再検証による病院名の公表には本県といたしましても全国知事会を通じて、地方の意見を十分踏まえるように申し入れを行っております。これに対して厚生労働省の方も今回の病院名の公表は必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではないとの見解を示されているところです。また、県の地域医療構想につきましては病床の削減を目的としたものではなく、将来の地域の医療ニーズに合った医療提供体制を構築するためのものである。

【県回答】国の再編統合の病院名の公表について撤回すべきということですが、先程の回答と繰り返しになるが国の方では再編統合という文言が一般に与える印象は統合してしまうイメージですが、国が言う今回の公表に関する国の再編統合はそれぞれの医療機関が近隣の医療機関との機能の棲み分けや連携を含めて再編統合をするということで、県としては将来を見据えて、機能の棲み分けや連携を考えていて、国の病院名の公表は県としていかなものかと思っていて、そこは粛々として、県は中川議員の昨年12月議会の質問でも知事からの答弁でも撤回はさておいて、県としては国は国の方向であっても、県は地域の実情に応じて圏域ごとの地域医療構想会議を設けており、そこでしっかりと、地域や関係者の皆さんの意見を踏まえて検討していくので、ご理解していただきたい。質問で、病床削減はするつもりはないとの発言があったということですが、その通りで、県の地域医療構想自体は病床削減ありきではなく、2025年の将来の医療需要を見据えて、今だと回復期といわれている病床、機能が不足していることから、そのよう

な不足している機能を増やし、転換していくということでの考えで進めており、また今回、新型コロナの関係があり、今後地域医療等調整会議等で将来の病床等議論する際には、今回の感染症対策の観点からも病床の在り方はどうかということ含めて県も関係者や皆様、地域の実情に応じて検討していくことで理解をしてもらいたい。

【県回答】高山市から地域医療構想の関係では2次医療圏ごと、5圏域ごとの地域医療調整会議の皆さんと議論しており、これまでの議論の中で飛騨圏域については他の圏域と比べて広大な面積を有しており、医師不足、医療従事者の不足があることを皆さんの意見を貰っている。そうしたことを限られた資源、広大な面積の中でどうするのかということを加味して考えていく。

35. 地域医療の要である上矢作病院の医師確保等、充実のための支援をお願いします。

公的病院の統廃合が国より提起されていますが、市民や隣接県の住民の健康と命を守る役割を持つ上矢作病院の縮小・統廃合に反対してください。

今般の新型コロナウイルス感染症に対応するためにも、地域の公的病院は不可欠です。コロナ禍や人口減少の中においても、経営を守れるよう国の政策への意見ををお願いします。夜間でもいつでも緊急対応してくれる上矢作病院は住民にとってなくてはならないものです。医師の確保について、育成、配置支援を引き続きお願いします。

また、昨年度のこの件での回答から、「上矢作病院の存続は、開設者・恵那市の判断だが、要望は伝える」、とのことでしたが、どのような対応だったのか教えてください。（恵那市）

【県回答】上矢作病院関係の医師確保等以外の事柄について回答する。先ほどと同様、国による再検証の病院名の公表につきましては本県としても全国知事会を通じて地方の意見を十分踏まえるように申し入れを行っており、厚生労働省の方も今回の病院名の公表は必ずしも医療機関そのものの統廃合の検討はしていないとの見解を示している。また、昨年度の回答と書いてあるが平成30年度の要望であるが、その時には地元恵那市に要望を伝えると回答しており恵那市に対して上矢作病院の役割について確認をしているが、恵那市としては今後病院の在り方について検討はあるが具体的に縮小とか統廃合の検討はしていない、との回答を得ている。

【県回答】共通する医師確保の支援について県では医師確保対策の柱として医師免許取得後の一定期間、県内医療機関に勤務することを返還免除の条件とした医学生修学資金貸付制度の実施とこれと一体的に運用する岐阜県医師育成確保コンソーシアムに対する支援を行っている。このコンソーシアムは岐阜大学医学部と研修医が多く集まる臨床研修病院の22病院のほか医師会等で構成され、研修医に対する効果的な臨床研修プログラムの提供とその後のキャリアパスの提供を行っている。キャリアアップのプロセスの中で県内の医師不足地域における勤務を含めるとしており就学資金とコンソーシアムの一体的運用により令和2年4月1日現在で239名が就学資金の受給者が医師として県内で勤務している。今後とも医師不足の解消が図られるように努めていく。上矢作病院についてはそれぞれ自治医科大学出身の医師1名を配置して医師確保に努めている。看護師確保の支援では県ではナースセンターを令和元年度までにすべての圏域に設置して未就労者の就労支援、離職者の復職支援等を行い、地域での看護師の確保に努めている。

【県回答】35と37番について山県市からの質問で医師確保の239名の就学資金の受給者のこれまでの一年ごとにどれくらいだと、今後増えていくのかどうなるかについて、239名の内訳で第1種と第2種の2種類あり、第1種は岐阜大学の入学者の臨時定員増募があり地域枠を設けて貸すもの。第2種は岐阜大学も含めて医学部の入学者に貸すものである。第1種の方ですがともに平成20年から始めて、第1種が平成20年は10人、翌年には15人、22年に25人、27年には28人と枠を増やしてきた。第2種の方は10人を枠としている。これにより概ね毎年第1種が28名と第2種が10名、年度によっては定員を満たしていない年もあるが、概ね40名弱の方が6年間学び、医師国家試験を受け臨床研修として病院に勤務し、6年経つということで平成20年から直近で239名ということになる。当然、今後この枠が続いていくという前提で毎年40名弱の

方が県内で医師として勤務してもらい医師数は増えていくと考えている。

36. 市立恵那病院の存続を要請します

市立恵那病院は、昨年の国の病院統廃合計画424施設の中に入っていて、突然の発表に衝撃をうけています。2003年、国立療養所恵那病院を国から恵那市に委譲されて市立恵那病院として開設されて来ました。その後2016年平成28年には、市の全力をかけて、大再整備を行いました。その年の11月には再整備後の装いも新たな市立恵那病院が再生しました。市民の念願の産婦人科が翌年2017年の4月に発足して、その年の11月には、初めての出産がありました。今度の、統合再編成の目処としたことが、2016年、2017年度の病院の経営評価であったようですが、まさにその年度は、恵那病院が再生整備の渦中にあり、それをとって、経営成績が云々とは、国民の命を預かるべき国の役割からして、あり得ない視点です。恵那市では、その後の経営からみても、国の判断基準には、当てはまらないとしています。まかさの新築再整備の病院を統合とはあり得ないとしています。むしろ、ありえないと国を信じているということです。

コロナ禍の中でも、国は統合計画の撤廃はしていません。これから、さらに、感染症災害の想定される中、国への統合計画の白紙撤廃の要請を県として決定、手続きして頂けるよう心からお願いします。（恵那市）

【県回答】市立恵那病院の関係でこちらについても国による再検証の病院名の公表については本県としても全国知事会を通じて地方の意見を充分踏まえるように申し入れを行っており、厚生労働省の方も今回の病院名の公表は必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではないとの見解を示している。

37. 地域医療構想を見直し、病院削減は中止してください。医師看護師確保で医療体制の充実を図ってください。

飛騨市民病院は、厚生労働省が示した統廃合の424病院の一つです。どこにも統合するところはありません。医療費削減をすすめる地域医療構想ではなくて、医師、看護師をしっかりと確保し、医療体制をしっかりと充実すべきです。（飛騨市）

【県回答】地域医療構想の見直しの関係で、医師確保等以外の事柄について、今回の飛騨市民病院について国による再検証の病院名の公表については本県としても全国知事会を通じて地方の意見を充分踏まえるように申し入れを行っており、厚生労働省の方も病院名の公表は必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではないとの見解を示している。また、県の地域医療構想については病院そのものの削減を目ざしたものではなく、将来の地域の医療ニーズに合った医療提供体制を構築するためのものである。

【県回答】35の回答と同じ。

【県回答】35の回答と同じ。

38. 障がい者の生活実態は、2016年5月のきょうされん(障がい者支援団体)の「障害のある人の地域実態調査」にあるように、障がい者の所得水準はかなり低く、既存の年金や手当のみで生活は厳しいといえます。障がい者に対する手当である「特別障がい者手当」「障がい児福祉手当」「経過的福祉手当」「在宅重度障がい者手当」をせめて愛知県並みに県独自の上乗せ支援をしてください。

（海津市）

【県回答】特別障害者手当等は重度の障がい者の支援として県として支給している。東海北陸厚生局管内を見て、県独自で上乗せ支給をしているのは愛知県のみという状況で、今後、他県の動向を注視していく。また、特別障害者手当等の財源については国と市が負担しているため、市町村福祉課長会議等で今回の要望も伝えていく。

39. 障がい者作業所の職場・就労環境が悪いので、時々監査に入ってください。

効率ばかりで体調が悪くても休めない。職員が障がい者に対する専門性がない。職員の配置も十分でない。感染予防も十分でない。（岐阜市）

【県回答】県では指定障害者福祉サービス事業者への指導監察についての厚生労働省の通知に基づいて、障害福祉事業者等について指導監査を行っていて、新規開設事業所については概ね1年以内に、その他の事業所については概ね3年に1回、現地に立ち入り、職員配置など指定基準等の適合条件など確認をして、問題がある場合は文書等にて指摘をし、事業所から改善報告を聴取している。また、全事業所を対象として、基準等の法規による集団指導や就労継続支援事業所等を対象とした事業運営にかかわる規範的な研修を行う分野別集団指導を毎年開催し、事業所の適切性の確保や専門性の向上を図っている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については県で作成した社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染蔓延防止チェックリストをすべての事業所に配布して、日常的に予防体制をチェックして頂くことで感染防止対策の徹底をお願いしている。今年度は県における実地指導においても感染防止体制等を事業所等の現場で重点的に確認していく。これらの取り組みを通じて、適切な事業所運営の指導をしていく。なお、岐阜市内の事業所運営の指導権限について岐阜市が持っており、今回の要望について岐阜市に伝えていく。

40. 介護職員の待遇改善について

- ①介護職員は他産業と比較しても賃金がまだ低い状態です。介護職員の処遇を他産業並みに改善できるように国に働きかけてください。
- ②介護保険料・利用料の軽減ができるよう県として支援してください。
- ③介護職員の育成確保のため介護士など就学支援金貸付制度を創設してください。

(中津川市)

【県回答】介護職員の賃金が依然として全労働者の平均より低い水準にあるということは認識している。本年2月、7月、厚生労働省に対して介護職員の賃金の改善の要望を行った。今後も引き続き国に対し介護人材の処遇改善についての働きかけを行っていく。介護保険の利用料の軽減について、介護保険財源は国民の共同の負担になるもとで国、県、市町村の保険者ごとに負担割合が定められており、その三者にもとづいて県としても費用を負担している。なお低所得者についても公費で保険料を軽減している。また、利用料についても利用者の負担が高額とならないよう一定額を超えた場合は回復されますし、さらに低所得者の場合は公費で軽減している。いずれの公費も県が負担していて、継続していく。介護福祉士修学資金貸付制度の創設について、県では介護福祉士等修学資金貸付制度を設けており、介護福祉士養成校に在籍する者に対し修学資金の貸付を行っている。なお、貸付金については介護福祉士養成校卒業後、一年以内に県内介護保健施設等に就職して介護福祉士として5年間在職した場合は全額返還免除となる。

41. 特別養護老人ホームの待機者を解消するため、積極的に施設が整備できるよう財政支援をしてください。

(県委員会、中津川市)

【県回答】特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るため、各市町村において計画されている施設整備等に対して補助金等により引き続き支援していく。

42. 生活保護のエアコン設置が認められましたが、電気代の負担が発生するため、使用を控えている方が少なくありません。熱中症対策としてエアコンが認められても使用できないのは問題です。県として日本一酷暑の岐阜県の独自事業として、エアコンの電気代として夏季加算を創設してください。

(各務原市)

【県回答】生活保護基準について厚生労働省の告示で定められ、県で独自に事業を行うことは困難です。生活保護受給世帯の熱中症対策の推進のため平成30年度から夏季加算の新設について国に要望している。

【県回答】生保のエアコンの関係で各務原市からの県独自の夏季加算を創設してはどうかということで、生活保護は国が果たすべき役割の国の事業であり、法定受託事務で地方が行っており、県としては市町村を所管しており、また生保の基準で、厚労省の告示で定められており、国の

制度である。従って国が対処する課題で、平成30年度から国に要望している。

43. 生活保護は、憲法で保障された権利として、各福祉事務所において口頭での申請も可能であることも明記するなど「しおり」の改善をすすめるとともに、申請があれば必ず受け付けることや「しおり」・申請書は、福祉事務所の窓口置くよう、県としてリーダーシップを発揮してください。（県委員会）

【県回答】各福祉事務所が作成している葉の記載内容について確認しており、修正すべき点については改善を求めるとともに生活保護の申請があったときには申請権を阻害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われる行為を現に慎むよう指導している。また、葉、申請書については各福祉事務所に必ず設置するように指導している。

44. 生活保護受給者は都市部に集中しており、財政的負担は都市部に偏っています。自治体では、財政的負担を避けるため窓口での不適切な対応も起こりかねません。本来、全国どこでも居住であれば受けることができる制度であるため、費用は全額国が負担するよう働きかけてください。（岐阜市）

【県回答】生活保護に関する事務については本来、国の事業であるものを法定受託事務として地方が行っているものです。そのため、生活保護に関する経費については生活保護法第75条により、市町村および都道府県が支弁した保護費等の費用の4分の3を国が負担するものとされている。残りの4分の1は地方財政法第10条により、国が全部又は一部を負担するとされ、地方交付税により全額措置されている。今後とも財源確保について引き続き国に要望していくと考える。

45. 生活保護に夏季加算をつけること。また、既存生活保護世帯へのエアコン設置の補助を国に要望してください。（岐阜市）

【県回答】生活保護受給世帯における熱中症対策の推進のために平成30年度から夏季加算の新設について国に要望している。また、エアコンの設置費用についても、生活保護費の支給対象が平成30年4月1日からの保護開始等の世帯に限定されている状況から以前からの保護を受給している世帯も支給対象とするように併せて国に要望している。

46. 生活困難者に対して、無料低額診療事業を実施している医療機関と同様に、院外の調剤事業においても無料低額で調剤が行えるよう補助制度を創設してください。国へは法改正を働きかけてください。（岐阜市）

【県回答】無料低額診療事業については社会福祉法の第二種社会福祉事業に位置付けられており、薬局についても無料低額の調剤についても行えるようにするには、まずには第二種社会福祉事業に位置付けられる必要がある。今後とも国の検討状況について注視し国に対し社会福祉法の改正等の要望も考えている。

47. 障害者総合支援法に基づく助成が受けられない加齢性難聴者への補聴器購入への補助制度を創設してください。また、県営施設へのヒヤリンググループ設置について、更なる導入を進めつつ、必要に応じて貸出しも行ってください。国にも要望してください。

加齢に伴う難聴のための補聴器購入への助成制度を創設してください。国にも要望してください。

昨年、難聴を「医療」の対象とし、補聴器購入に対して医療保険が使えるように働きかけてください、との要望に対し県は国において、2018年度から補聴器を用いた聴覚障害の補正による、認知機能低下予防の効果を検証するための研究がすすめられており、国の研究の成果・動向を踏まえて検討していきたいと答弁していますが、その後どのような動きになっていますか。（各務原市、飛騨地区、県委員会）

【県回答】加齢に伴う補聴器の購入の助成制度、医療保険が使えるよう国の動向について、補聴器の購入については市町村や医療機関等からの購入支援やニーズの対象についての考え方を聞いて、国の在り方や動向をみて、国への要望を検討していく。なお、国における補聴器を

用いた聴覚障害による補正の認知機能の低下予防の効果の研究は平成30年度から3年の計画で進められるため、本年度も実施されるものと承知している。

【県回答】県有施設のヒヤリングルートの設置について、ヒヤリングルートは県庁を始め岐阜文化清流プラザや福祉友愛プラザなど7施設の県有施設には既に設置している。他の施設についても必要に応じて機器の貸し出しを行っている。今後は貸し出しの周知は勿論のこと、さらなる導入の検討も考えている

48. 後期高齢者医療保険料の減免制度を創設してください。 (岐阜市)

【県回答】後期高齢者医療の保険料の減免制度について、高齢者の医療確保に関する法律及び後期高齢者医療制度を運営する岐阜県後期高齢者医療広域連合の条例に減免の規定が設けられ災害で財産に著しい損害を受けて場合、収入が著しく減少した場合及び刑事施設等に拘禁された場合に保険料の減免が規定されており、令和元年度においても減免実績がある。また、平成30年7月の豪雨災害についても、これらの規定に基づき被保険者の一部負担金の減免を行うなど適切な措置を講じています。また、こうした減免の他、高齢等による所得に応じた保険料の減免措置があり令和元年度は約62%の方が軽減対象となっている。県としては減免及び軽減制度を広域連合に対し広報媒体や説明会を通じ積極的に周知するように助言している。

49. 社会福祉施設に苦情があるときの窓口として、岐阜県運営適正委員会があります。施設内での虐待が疑われる場合加害者側(施設職員)に聞き取りをしたことは反映されやすいのに対し、被害者に不利益が多い。被害者匿名性を担保するなど、弱者を守る組織を機能させてほしい。 (岐阜市)

【県回答】これは社会福祉法に基づきまして、岐阜県社会福祉協議会が設置しております。福祉サービスに関する苦情におきましてはこの委員会が必要な助言、或いは当事者間の合意を得まして苦情解決の斡旋などを行っております。また、事業者が使用者の処遇に対して不当な処遇を行っている場合はこの委員会は県にその旨通知して県は必要に応じて事業者に対して指導など行うこととしております。今回、ご要望にございます匿名性を担保した申し出の手段としましては、匿名での投書などによる申し出を受け付けておりまして、その内容に応じて適切な対応を行うこととしております。今後もこんな被害者本位の対応に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

50. 乳幼児保育特別対策事業費補助金については、アクションプラン実施前の補助内容に戻し岐阜市への補助金を回復してください。 (岐阜市)

【県回答】当補助金については多様かつ増加する保育事情に対応するため認可保育所等の補完的機能を果たす認可外保育施設の質の維持、確保等を目的として、市町村が当該施設で乳幼児又は延長保育を実施する場合にその経費の財政支援を行っている。児童福祉法上、岐阜市は認可外保育所に関して、県と同様・同等の指導監督権限を有していることから岐阜市内の認可外保育施設の質の維持、確保については岐阜市により実施されるべきものと解している。

51. 子ども、ひとり親家庭、障がい者などが医療機関を受診した際に支払う自己負担金を減免する福祉医療助成制度は、経済的な理由からの診療遅れ防止や子育て応援施策のため岐阜市でも推進しています。本制度実施に伴う国民健康保険事業に対する国庫支出金の減額処置を廃止するよう国へ要望してください。 (岐阜市)

【県回答】乳幼児医療費無料化に対する国保負担金減額措置について自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から平成30年度から未就学児を対象としないことされた。県とし未就学児だけを対象とした子ども医療費だけではなく、地方自治体が独自に実施しているすべての助成制度に対する国保国庫負担金の減額措置を国に行わないよう引き続き要請していく。

52. 岐阜県放課後児童支援員認定資格研修を恵那・中津川地区でも開催してください。支援員が不足していることを考えれば、研修地域が広がれば条件が広がり支援員確保につ

なおります。

(中津川市)

【県回答】放課後児童支援員認定資格研修については対象者が講習に参加しやすいよう土、日に会場を設けるなど、できるだけ多くの方に受講していただけるよう開催日を設定している。この開催についても各地域のご意見を踏まえながら、できるだけ多くの方に受講していただけるよう努めていく。

53. 学童保育指導員の待遇改善について

①学童保育支援員が不足しています。仕事の内容は厳しいが、他産業と比べて賃金が低く、働く時間も短い。処遇改善ができるように県としての支援をしてください。

②6月12日に成立した国の第2次補正予算には介護、救護施設等の全職員に支給される「慰労金」が、学童保育は対象外でした。県として学童保育支援員にも「慰労金」を支給してください。
(中津川市)

【県回答】1つ目、質の高い安全安心な放課後児童クラブを運営していくにはその担い手である放課後児童支援員の資質向上とその人材確保が不可欠であり、その職員の処遇改善は非常に重要な取り組みである。こうしたことから、平成27年度から放課後児童支援員等処遇改善等事業、そして平成29年度から放課後児童支援員キャリアアップ処遇支援事業により放課後児童支援員の処遇改善に努めている。しかしながら両事業を行う市町村は少数に留まっていることからできる限り多くの市町村に対してこの両事業を行ってもらえるように周知を図っていく。2つ目、27番目の6つ目の保育士と同様に国の補正予算の慰労金の対象外とされた。保育士同様、放課後児童支援員についても、全国一律に実施すべきという意見があることから、県としても国の動向を注視していく。

【県回答】慰労金について国への働きかけの要望について、6月の全国知事会を通じて、国に保育士、放課後児童支援員の対応を要望している。引き続き全国知事会を通じて国に働きかけを行っていく。

【商工労働部】

54. 消費税は、収入の低い方ほど負担が重い逆進性に加え、消費活動への課税強化で購買力が下がり、地域経済の落ち込みも深刻です。消費税の5%への減税は家計を支えるために不可欠であり、国へ減税を強く求めてください。
(県委員会)

【県回答】(総務部財政課) 地方消費税率の引き上げは、少子高齢化の急速な進展を背景に、持続可能な社会保障制度の構築に向けた安定財源を確保するために行われたものであります。引き上げに伴う増収額はすべて社会保障の充実、安定化に充てることとされ、医療・介護・福祉にかかる財源のみならず、昨年10月から開始された幼児教育、保育の無償化の財源とされており、社会保障制度を持続可能とするための財源として欠かせないものと認識しております。

【県回答】発言の趣旨はよくわかります。市民生活や中小業者の方に影響があることは十分に認識しております。しかしながら同じ回答で恐縮ですが、県債償還や教育、保育の財源が必要という指摘もあり、大変厳しい状況であることは認識しておりますが、消費税については地方においても貴重な財源であると考えているところであります。

55. 太陽光発電の設置にあたっては、事業者自治体の同意を条件にするよう法律やガイドライン等を改正するよう、県として国に強く要望してください。
(可児市)

【県回答】国から発電事業者向けに太陽光発電の適正導入のために示されたガイドラインでは、地域との関係構築、周辺環境への配慮、設備の適切な処分など、発電事業の段階に応じた遵守事項などがきめ細かく示されております。県としまして、まずは事業者がこの国のガイドラインを遵守することが重要であると考えております。その上で事業者が地域に十分な説明をおこなわないまま設備を設置し、地域住民の不安や不信を招くことのないよう、国に対し事業計画の

認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対しては地域住民への事前説明等を義務づける法整備をはかることとして要望をしております。

しかしながら、国の総合資源エネルギー調査会がまとめた中間整理では、地域住民や自治体との円滑な調整については、国の法令などで一方的、一律的に求めることは適切ではなく自治体による自律的な制度整備が必要である考え方が示されていることから、現在ルールづくりを検討しているところであります。引き続き市町村の意見を伺いながらすすめてまいりたいと考えております。

56. 南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業は、2020年度を事業期限としています。しかし、今年度末までの事業計画でも未対策地域を残しており、引き続き事業が継続されるよう県としても国へ強く要望してください。（御嵩町）

【県回答】本年度末を期限として国の方でやっている防災対策事業が終期を迎えるということです。しかしながら、まだまだ亜炭鉱廃坑跡が御嵩町を中心に各地に点在しておりますし、まだまだ広範囲に広がっている推測もされています。そういったなかで南海トラフ巨大地震の発生の確立も日に日に大きくなって、いろいろ心配が増えているなかで、今後も空洞状況を踏まえまして、いろいろな対策を練っていく必要があると県も重々認識しております。これまで7年ほど継続してやっておりますが、引き続き次年度以降もこの事業が継続されるよう、かつ今まで空洞把握をしながら時間をかけてやっておりますので、国に対して空洞の把握を検証しながら早くできるような手法の確立、検証を踏まえた形で事業継続をしていただけるように今も要望しているところですし、引き続き要望を続けてまいりたい。

57. 緊急事態宣言を受け県の休業要請への感染防止協力金制度が設けられましたが、対象業種の線引きによって協力金が給付されない業者もあり、問題点が指摘されています。したがって、新型コロナで苦況に陥っている県内地元事業者への一律支援を検討してください。

（飛騨地区）

【県回答】57・58は同じ。県の協力金につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、休業協力要請の対象となる施設につきまして、4月18日から5月3日の間の全ての日の休業に応じていただいた方を対象に実施したものでありまして、ご指摘の件についてご理解をいただきたいと思います。

尚、県としましては県経済の再生、現在、実質無利子無担保の県制度融資資金を拡充したり、デリバリー等にとりくむ小規模事業者の雇用補助金を大幅に増額したり、事業継続のための支援をおこなっています。地場産業の産地組合による県産品フェアの開催、商店街のにぎわい関係の支援、インターネットを活用した国内販路の拡大など、地場産業の再起や県産品の消費拡大を中心にとりくむことで、新型コロナで減収し不況に追い込まれた事業者の方々の支援をしてまいりたい。

58. 持続化給付金、県感染症拡大防止協力金の対象から外れた減収している業者への支援を検討してください。（県委員会）

【県回答】57・58は同じ。県の協力金につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、休業協力要請の対象となる施設につきまして、4月18日から5月3日の間の全ての日の休業に応じていただいた方を対象に実施したものでありまして、ご指摘の件についてご理解をいただきたいと思います。

尚、県としましては県経済の再生、現在、実質無利子無担保の県制度融資資金を拡充したり、デリバリー等にとりくむ小規模事業者の雇用補助金を大幅に増額したり、事業継続のための支援をおこなっています。地場産業の産地組合による県産品フェアの開催、商店街のにぎわい関係の支援、インターネットを活用した国内販路の拡大など、地場産業の再起や県産品の消費拡大を中心にとりくむことで、新型コロナで減収し不況に追い込まれた事業者の方々の支援をしてまいりたい。

59. 新型コロナウイルス感染症拡大による業績悪化で多くの解雇者が出ています。雇用を継続させる取り組みとともに、生活困窮者支援の窓口の強化を図ってください。（県委員会）

【県回答】（健康福祉部）生活困窮者支援の窓口の強化を図ることについて、県の社会福祉協議会に委託して実施している自立支援相談事業の相談員を一名増員することで相談体制の強化を図っていきます。また、引き続き関係機関と連携し、生活困窮者に寄り添った相談支援を行っていく。

【県回答】雇用の維持に向けては、国の雇用調整助成金が有効な制度であり、県としても社会保険労務士による休日無料相談会を5月16日から開催して、雇用調整助成金の申請をサポートしています。その他、雇用調整助成金は休業手当を払った後から支給されるものですので、支給するまでのつなぎ資金として活用できる実質無担保無利子の融資制度を創設しております。それとともに、本県独自の市町村と連携した上乗せ助成制度についても、すべての市町村で実施します。コロナの状況を踏まえまして、国において雇用調整助成金の簡素化とともに日額上限額が大幅に引き上げられ、また時間短縮などのワークシェアの場合も対象となることからこれらをしっかり周知し、引き続きより多くの事業者が活用いただけるよう促してまいります。尚、今後も雇用への影響が見込まれることから、現在9月30日までとなっている緊急対応期間の更なる延長を国に要望していますが、今後は一時的な企業間でのワークシェアを支援する制度なども含め、雇用維持の更なる対策の検討をすすめてまいります。

60. 新型コロナウイルスによる観光地収入の激減に対する抜本的な支援措置を講じてください。

GO TOキャンペーン等、国が掲げる政策のみでは、いつ回復するか見通しがたちません。（中津川市）

【県回答】新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けております観光産業の回復を図るべく、まずは大前提となる安全安心対策を促進するということで、いわゆる守りになります。これとともに感染状況を慎重に見極めながら段階的なキャンペーンを展開する、攻めです。両輪で本県の観光事業の喚起を図っていきたい。具体的に守りとしては、県のコロナ社会を生き抜く行動指針等に沿った施設改修をおこなう宿泊施設へのプレ制度を創設しておりまして、宿泊事業への感染防止対策を支援しています。攻めとしましては、「安心ステイほっと一息岐阜の旅」と銘打ちまして、6月16日から県民向け、また7月1日からは東海3県向けにオンラインでの旅行サイトでの宿泊割引の発行や、旅行会社による宿泊商品の販売を実施しております。この他、地域の観光協会がとりくむ地域内での消費喚起につながるとりくみへの助成メニューも新たに創設させていただきます。今後とも本県の観光産業の再生に向けまして、新型コロナウイルスの感染状況や、先の豪雨災害で被災した地域の状況とも柔軟に対応していきたいと考えています。

【県回答】恵那峡内観光施設で働く人のPCR検査について。軽症者等のための宿泊療養施設については、観光地としては高山の方も高山観光ホテルをお借りしている。PCR検査につきましては健康福祉部の所管。我々としてもしっかりとりくんでいきたいと考えております。

61. 地域活性化交付金制度を創設してください。

合併後、今まであった町村単位の自治がなくなり、イベント一つにしても十分な予算が確保できず、市に要求してもリニア優先で減額される一方である。また、各種イベントにおいても町村役場が事務局的役割を果たしてくれて来たのがなくなり、手弁当のボランティアでは事務局的役割を果たせる人がいない（できない）。こうした人（事務局）を確保するためにも地域活性化交付金を創設してほしい。（中津川市）

【県回答】（清流の国推進部）継続的な事業については、対象外となりますが、市町村が技術的発展をめざして、自ら考え、自ら行う新たな事業については、清流の国ぎふ推進補助金により支援しております。具体的には、地域資源を生かしたまちづくりや世界遺産を含めた地域固有の歴史資源、文化財を軸とした魅力づくり、人口減少や高齢化が進み地域における各種サービスの提供や人材確保に向けた取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）を推進するなどの事業が

考えられますのでご活用いただきたいと思います。

62. 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が創設されましたが、勤め先から休業手当を受け取れない労働者が直接、生活資金を申請できるようです。国の制度ですが、対象者が申請し、受け取れるように、県及び市町村に相談窓口を開設してください。また、この制度を幅広く県としても周知してください。（多治見市）

【県回答】県では5月16日から社会保険労務士による雇用調整助成金の休日無料相談会を、県内各地で開催しております。この無料相談会に、7月11日からは、合わせて同じ会場、時間で、新型コロナウイルス対応休業支援金休業支援金給付金の相談も対応しています。また、市町村に対しても相談会の周知を依頼しておりますし、県内事業所への広報にも努めています。

63. 環境に配慮した小水力・太陽光・木質ペレットなど再生可能エネルギーを普及し、地域経済の活性化を進め、仕事・雇用を増やしてください。（県委員会）

【県回答】県では次世代エネルギービジョンを策定しまして、県内に存在します森林資源や水資源を最大限に活用した再生可能エネルギーの創出や、地域で統一した再生可能エネルギーを地域で利用するという、地域の活性化をはかるエネルギーの地産地消のとりくみを重点プロジェクトの一つとして進めているところです。引き続きこのプロジェクトを進めて、環境に配慮した再生可能エネルギーの創出と地域経済の活性化にとりくんでまいりたい。

【県回答】県としても再生可能エネルギーは重要なものと考えておりますので、それに向けて増やしていくプロジェクトを進めております。具体的には木質バイオマス事業や小水力発電も県内で広がってきています。県独自の森林資源とか水資源を使った再生可能エネルギーのさらなる促進を引き続きやっていきたいと考えています。

64. 「岐阜県中小企業・小規模企業振興条例」が制定され、小規模事業者の役割が評価されました。しかし、小規模事業者の声が届かないとの声もあります。幅広い声をひろって「住宅リフォーム・店舗リニューアルへの助成」など小規模事業者への支援策を講じてください。

（県委員会）

【県回答】小規模事業者のみなさんのニーズに応じて、昨年から新規で小規模事業者持続化補助金というのを創設しました。昨年度もたいへんご利用いただいて、1億円規模の予算で始めたのですが、約100件の利用をいただきました。この助成制度ですが、小規模事業者専用の助成制度でして新商品の産出や販路拡大、様々なものに使っていただけます。今年2年目を迎えるところで、コロナ禍のなかで、若干助成内容もリニューアルなり拡充をしまして、コロナに対応した、例えば業態転換、これまで店舗での飲食サービスであったものをデリバリーもやっているような場合ですとか、小売業の場合ですとEコマースまでできなかったものを新しい発想でのチャレンジですとか、当然感染症対策も踏まえた店舗の改修とか、そういった感染防止にも使えるようなかたちでリニューアルをするとともに、資金繰りという観点もふまえて補助率も引き上げました。予算規模も、国の交付金いただける関係と、去年と同じ規模で募集を始めたところかなり多数のご要望をいただきましたので、予算も補正をかけて今年度12億のベースで進めています。一時募集に続き、先般まで二次募集というかたちで期間を延長して募集をしていますが、一次募集の段階で600件を上回る申請をいただき、先日二次募集を締め切り、これも600に迫る申請をいただいているところです。なるべく、こういった方々を採択し、利用いただけるようにと考えております。新年度以降、こういった予算規模でできるかどうかは財源の問題もありますので、同額ベースでできるかどうかは、なかなか難しいかもしれませんが、こういった趣旨の補助金を昨年度から始め、継続的に実施していく予定でおりますので、引き続き多くの小規模事業者の方にご利用いただきたいと思います。

【農政部】

65. 農業者の高齢化に伴い休耕地が増えています。農地を守り、継続できる支援の施策を求めま

す。

(笠松町)

【県回答】耕作放棄地の発生防止については担い手の確保が重要と考えております。そのため、離農者等の農地の受け皿となる担い手の確保をはかるとともに、担い手を支える集落等のバックアップ体制の構築が不可欠ですので、県下において日本型直接支払い制度の活用を推進してまいります。また、耕作放棄地の発生防止に向け、農地中間管理事業による担い手の農地集積にもとりくんでまいります。

【県回答】基本的に耕作放棄地は増加傾向ですが、まずは農業をやっている農地をまもっていききたいということで、中山間地域直接支払い交付金とか多面的機能支払交付金ということで、農業者や地域住民が一緒になって農地を守っていくことに対して補助金を交付する事業もあります。こういったものを広げていきたいと思います。耕作放棄地が発生した場合は、守れる部分は再生活動をしいきたいと考えています。

66. 種子の「自家増殖」(農家が種を取り翌年それを利用する)の原則禁止を持ち込む種苗法「改正」は、国連総会が採択した「農民の権利宣言」の種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めていることに反します。種苗法の「改正」は行わないように国に働きかけてください。
(県委員会)

【県回答】農産物の輸出が増加するなかで、全国的にはブドウやイチゴなどの優良な品種が海外に流出し、国内産地が不利になる事例があったことから、国ではの農業者等が安心して優良な品種を利用してもらうために種苗法の改正を検討しています。今回の改正案で自家増殖に許諾が必要となるのは、種苗法により新品種として登録された、いわゆる登録品種のみでありまして、県内で多く栽培されている在来品種とか既に登録期間が切れた一般品種には、これまでどおり自家増殖は認められています。

一方で、県や国などの公的研究機関が開発した登録品種については、高額な許諾料を求めることは想定されておりません。農業経営に必要なとなるとは考えにくいと思われます。引き続き法改正に向けた国の動向を注視するとともに、農業者などからの疑問や不安等があれば国に確認してまいります。

【県回答】地域で生産された種を次世代に継承していくことは大変重要なことと考えております。国の種苗法の改正で、自家増殖が認められない種が国に登録してある登録品種がありますが、これは許諾してくださいということになります。岐阜県内の生産者で栽培をしている品種のほとんどが一般品種で、自家増殖はしてもよい農水省に品種登録をしていない品種がかなり多いです。例えばコメですと、コシヒカリ、アキタコマチ、ヒメボレとか県内でも作っているコメですが、これも一般品種で、国が考えている自家増殖の規定に当てはまらない品種で従来どおりだいじょうぶです。たとえばハツシモという県の試験場が開発したものは登録品種で登録していますが、ほとんど県が開発したもので、できるだけ県内の生産者につくっていただきたいもので、極力許諾料、利用料を低く抑えております。一反あたり種代のなかにかかる利用料という開発者に納める金額は10円以下です。そのくらい安く抑えてあるので、公共の試験場が開発した品種については経営に影響を与えるような大きなことはないと思います。

いずれにしても種苗法に関し、農家、生産者が疑問や不安な点があるかと思っておりますので、そういったものはそれぞれ国の方に確認させていただきますので、みなさんの声をしっかりお聞きしたいと思います。一般的に地域でつくっているものは一般品種で自家増殖しても大丈夫な品種です。

67. 農業における新規就業者、定年帰農者を増やす対策を抜本的に強めるとともに、後継者や集落営農組織への手厚い支援対策を講じてください。
(県委員会)

【県回答】県担い手育成プロジェクト2000としまして、新規就農者や定年帰農者など農業を始められる方に、農畜産アグリチャレンジセンターをおきまして、農業支援相談窓口を設置し、あるいは農林事務所等にも相談所を設けるなどして、関係機関と連携のもと担い手の育成確保にと

りくんでおります。引き続きこの仕組みを継続してまいりたい。また集落営農の組織に対しては、県独自の補助事業による機械施設整備への支援や、組織が法人化や経営安定に向け考えられるときに中小企業診断士の専門家を派遣するなど、経理、税務の講習会をするなどして、経営安定の支援をしてまいります。

【県回答】担い手育成プロジェクトの実績ですが、平成29年からの5カ年で2000の担い手をつくるという目標で、3年間で1506という形態です。担い手育成についてはいろいろな方がいて、新規就農者、県内外からの就農者、雇用就農、定年帰農、農業産業法人、集落営農も大事な担い手ということで、全部ふくめた数値です。これで足りるのかというところもありますが、これだけ新しい方が農業に参入なり携われたということで、非常に成果があると思っていますし、JAや市町村と一緒に人づくりには時間とか、手間というか相対しながらということで、そうしたノウハウを蓄積できたということで、ぜひ継続していきたい。

68. コロナ禍による消費減少で飛騨牛や花きなどの単価が下落しました。畜産農家・花き農家が引き続き経営できるように県として支援してください。（中津川市）

【県回答】コロナの影響によって、飛騨牛や花の生産者が引き続き経営できるようにということです。飛騨牛について流通面のとりくみとして、コロナ禍で停滞する市場の活性化に向けて、5月補正予算により市場で飛騨牛を購入する食肉事業者を対象に1頭あたり10万円を補助する事業を創出したところ。そうしたところ、5月中旬からの1ヵ月間で市場価格が28万円近く上昇し、生産者の手取りが増えたところ。一方、販売促進面でのとりくみとして、県内の小中学校などにおいて学校給食で食材として飛騨牛の提供をおこなう他、名古屋栄にある県のアンテナショップのギフトプレミアムネットショップにおいてキャンペーンを実施する、あるいは県の各総合庁舎において即売をおこなうことにより消費拡大をはかっています。花については、コロナ禍によりイベント等の中止、外出自粛などにより需要が大きく落ち込んだことから、県有施設や市町村の庁舎において県産花きを用いた棚飾りを6月から12月まで実施し、県産花きの需要喚起をはかり、生産者の経営を支援してまいりたい。

69. 現在の岐阜県の自給率を教えてください。コロナ禍を経験し、国内生産基盤の強化が必要です。食料自給率を抜本的に引き上げ、せめて食料の自給率50%になるよう、国に働きかけてください。（中津川市）

【県回答】国が公表する平成30年度の本県の食料自給率は、カロリーベースで24%となっております。新型コロナウイルスによる食料供給リスクの高まりを踏まえまして、国内生産回帰や地産地消など、自給率にとってよい動きが出てきていると感じており、本県も国内生産基盤の強化に向けて、中小規模農家を含む担い手の経営発展、農村機能の維持などに資する施策の充実について国に要望をおこなっており、今後とも国に対して働きかけをしてまいります。

70. 農業従事者が高齢化している。現状を維持するための県の取り組み、特に力を入れている対策を教えてください。（中津川市）

【県回答】67と同様ですが、担い手プロジェクトの推進において、就農相談から研修、就農定着まで、それぞれの段階において支援しておこなっています。とくに市町村やJA、関係機関と就農支援協議会等の仕組みをつくり、就農支援に取りくんで新しい方をいれる形で支援しています。

71. 輸入拡大を抑えるために県として、生産費をつぐなう価格保障と所得補償を充実させること、コメは政府の100%抛出の不足払い制度を創設するよう国に働きかけてください。

（中津川市）

【県回答】現在、価格下落時に補填をおこなうセーフティーネット事業として、コメ、麦、大豆ではコメ・畑作物収入減少影響緩和対策が実施されております。引き続き関係団体と連携し、対策の普及に努めてまいります。また、コメの需給と価格の安定に向けて、県も参画する県農業再生協議会が主体となりまして、国が示すコメの需給動向にもとづく市町村別のコメの生産量の目安を

示し、計画的なコメの生産を促しています。農業者が安心して農業にとりくめるよう、コメはもとより麦、大豆、非主食用米、野菜等の作物を組み合わせた水田フル活用のとりくみをすすめ、水田農業の経営の安定化をはかってまいりたい。

また、収入保険では、輸入による価格下落など、農業者の経営努力では避けることができない収入減少を補填することができますので、保険の加入促進をはかってまいりたい。

72. 若者が農業で生活できるよう新規就農者を支援して農業従事者が増加するよう国と協力して進めてください。 (中津川市)

【県回答】担い手育成プロジェクト2000において、こういった相談、研修から就農定着まで、それぞれの段階において支援をおこなっていますし、特に国の事業においても農業次世代人材投資事業ということで、研修期間や経営開始直後の生計、経営安定のための給付制度がありますので、引き続き国に継続するよう求めるとともに、この国の制度に乗れないところについては県の方で、岐阜農業経営者育成発展推進事業で引き続き支援をしていくところです。

73. 農作物を荒らす有害鳥獣対策を強化し、市町を超えた広域での捕獲対策を行ってください。現在の取り組みと実績を教えてください。 (岐阜市、中津川市)

【県回答】本県農林水産業に大きな被害をもたらしているイノシシ、鹿、カワウについては、市町村の範囲を超えた広域での捕獲対策として、県が主体となってとりくんでいるところで、次年度も有害鳥獣対策に向け予算確保に努めてまいります。なお、イノシシ、日本鹿については、岐阜県猟友会と、またカワウについては岐阜県漁業組合連合会等と連携して広域捕獲を実施しております。昨年度は猪1574頭、鹿173頭、カワウ110羽を捕獲したところです。

74. 家族農業支援を強化してください。

農家をめぐる実態は、大規模化が進められていますが家族農業への支援が弱く、耕作放棄地は増えるばかりです。特に家族農業で使っている耕耘機、田植機、コンバインなど買い換えができなくなると農業をやめる例が増えています。地域での農業組織を活用して支援措置をつくってください。また、地産地消を発展させる販売施設拡大計画をつくってください。

(飛騨地区)

【県回答】兼業農家なども含めた集落住民が継続的に農業生産活動をおこなう集落営農について、地域農業の重要な担い手としてとらえ、県と関係機関が協力して支援を推進しています。この集落営農組織に対しては、県独自の補助事業によって、組織が設立直後の経営安定や規模拡大の必要となる機械設備の整備支援をしております。

地産地消の推進については、朝市や直売所などの活性化に向けた仲間づくりや、生産販売技術の向上などの支援、量販店直売所、飲食店と連携した地産地消キャンペーンをはじめとする販売フェアを取り組んで、このように支援しております。

75. 畜産に関わる獣医師の系統的な養成をしてください。

畜産農家にとって獣医師はまさに命綱です。現状は、畜産関係に携わる医師不足が心配されています。系統的養成に行政が責任をもってください。 (飛騨地区)

【県回答】県内の産業動物獣医師を確保するために、平成25年度から全国の獣医学生を対象に、国の補助金を活用して就学試験制度を創設しました。対象学年を広げるとか、豚熱の発生を機に県独自の対応枠を追加するなど、制度の充実に努めてきたところです。また、平成29年4月に、広域社団法人岐阜県獣医師会が獣医師人材バンクを開設して、産業獣医師の県内の就業の斡旋を開始するとともに、同年6月には県の中央家畜保健衛生所・高度病生鑑定センターを岐阜大学の敷地内に移転し、大学との連携による産業獣医師の育成確保にとりくんでまいりました。今後は獣医師会や岐阜大学など関係団体との連携を強化して、県内の産業動物獣医師の育成・確保・定着をはかり、適正な獣医療の体制整備に努めてまいります。

【林政部】

76. 岐阜市北部地区(椿洞)産業廃棄物不法投棄事案において、現場最上部の保安林について
県で復旧対策を実施してください。(岐阜市)

【県回答】この事案につきましては、岐阜市によるダイオキシン類の除去を目的とした特定支障除去等事業は終了したものの、岐阜市では当分の間、環境モニタリング調査を継続することとしています。県と致しましては岐阜市による環境モニタリング調査が終了した後、復旧対策の必要性を総合的に判断したいと考えています。

【県回答】水質検査をやっておられると思いますが、何か今度変動があれば市の方でまた対策を講じられる可能性もゼロではないと考えておりますので、終了は市の方でモニタリングは必要ないというようになったときに、県として何が必要かということを検討したいと考えております。

【県回答】土砂崩壊保安林として指定されておりまして、市の復旧対策のほか斜面の勾配を緩くしております。そういう意味で崩壊の恐れについては安定していると評価しております。市の環境モニタリングは継続されておりますが、県としては2カ月に1回現地を訪問し、防災上の問題がないか確認しており、現時点では緊急避難上の対策をしてあげることはないかなと思います。

77. 林業の振興のために

中津川市の8割は森林。地元産材を生かした住宅・公共施設建設、間伐材を用いたペレットの活用など地元林業者や製材業者を支援してください。輸入木材の規制を国に求めてください。(中津川市)

【県回答】県として県産材の需要拡大をしていくことによって、県内の林業の振興を考えております。従いまして、ご提案にありますように、県産材を一定量以上使用した住宅、あるいは公共施設関係では教育・福祉施設などを中心にこれまでも木造化、あるいは内装木質化について支援させていただいているところです。また、製品には適さないような低質な木材、間伐をすると出てきますのでこれを燃料として活用するため木製ペレットボイラーやあるいは薪ストーブ等の使用に際しても支援しているところでありまして、今後はこういった支援ができるよう予算の確保に努めているところです。一方では、輸入される木材の規制についてご提案がありましたが、WTO(世界貿易機関)による貿易の自由化が基本原則になっておりまして規制の強化は難しい状況です。ただ一方で、災害などで違法に伐採された木材、これをなるべく利用しない取り組みとして平成29年にクリーンウッド法が国の方で施行されています。県としては合法的に伐採された木材をぎふ証明材として利用することに努めているところでございます。輸入木材に対して県産材として競争力を高めるということが必要なことでありまして、製材業者さんが加工施設の整備あるいは新製品の開発をすることを支援させていただいております。

【県回答】担い手対策でございますが、岐阜県の森林公社の職員は936人です。森林経営を安定的にやっていく上では新規者の雇用の新たな確保が必要です。2年前から森林公社内に「森のステーションぎふ」というのを立ち上げて新規雇用者の確保、技術の習得、組織内での定着ということを総合的に取り組んでいるところでございます。この関係で近年、新規雇用者の担い手は増えてきている状況にあります。こういう取り組みを通じて森林技術者の確保に努めたいと考えております。間伐対策ですが、現在、第3期森林づくり基本計画のなかで県としては、年間9800haの間伐が必要だということで目標値として設定しております。目標値に対して概ね8割ほどの間伐実績があるという状況です。ただ森林所有者の不明確地とか境界未確定とか、こういった大きな問題があって間伐は伸び悩んでいます。それに対して、国は昨年度から森林経営管理法という法律を作って、所有者の特定、それから境界の明確を通じて間伐をより進めようという制度を作っていただきまして、それを今運用しているところでございます。この制度を県としても支援しながら必要な間伐地の確保をして目標値の達成に取り組んでいきたいと考えています。

【県回答】若い方がなかなか来られないという話ですが、実はここ10年の間に、森林労働者の平均年齢というのは10歳ほど改善されております。高齢者でなく若手の方が入って来られるという

ことで、必ずしも若手の方が来られないという職種ではない、山で仕事をしたいという方も結構いらっしゃると思っています。賃金の件ですが、これについては各雇用主さんが独自に決めておられまして、県としてこの金額以上でないとは特には決めてはございません。平均労働力調査をやっておりまして、その費用が出ています。その金額の平均値をみると、県内の全業種の平均値よりは高いです。

78. 岐阜証明材推進制度・ぎふ性能表示材推進制度はハードルが高く使いにくい制度です。地元木材振興に資するやり方に変えていただきたい。高山市で実施されている匠の家づくり支援や東濃ヒノキの家、飛騨杉の家支援のような制度を考えてください。

(飛騨地区)

【県回答】県産材の需要を拡大するために、利用した公共施設あるいは住宅の建設に対して支援をしているところでございます。公共施設等はもとより一般の住宅に対しても、住宅の品質の確保に関する法律が国の方で制定されまして、住宅あるいは使用される合成材の品質の確保がより一層必要とされるような状況になっています。その合法性や産地に加えまして、木材の乾燥度あるいは曲げの強度等、品質性能の確かな県産材の整備にもぎふ性能表示材として認定する制度を設けているところでございます。県産材を活用する補助事業をぎふ性能表示材を使用するなど要件とさせていただくことで、その普及を図るとともに品質・性能が担保された木材として、安心してお使いいただきたいと考えているところでございます。なお、製材業者の皆様が、こうしたぎふ性能表示材を加工するために必要となる乾燥施設とか結束機械を整備される場合には、県として補助制度を設けているところでございます。

【県土整備部】

79. 豪雨時は土砂災害の危険性が高いため、山留め工事を。

高富の佐賀地区(佐賀352～353)の土砂崩れ防護壁の設置を自治会からも山県市建設課を通じて要望しています。しかし、「急傾斜地崩壊対策施設整備にあたっては、避難所や災害時要配慮者利用施設等がある区域及び保全対象人家が多い区域を優先的に整備しているため、当該地区の対策工事の早期着工は困難です」と毎年同じ返答です。いつになったら着手するのか、具体的な見通しを示してください。【地図参照】

(山県市)

【県回答】県における急傾斜地崩壊対策事業の着手について、土砂災害特別警戒区域内に避難所や災害時要配慮者利用施設等がある箇所は、八山系砂防総合整備計画に基づき、令和10年(2028年)までに着手する見通しです。また、土砂災害警戒区域内に保全対象人家の多い地域は、国の示す重点配分に該当していることから優先的に整備しています。本要望箇所を含む、それ以外の箇所の事業時期については、その優先箇所の整備が完了していないことから具体的な見通しが立っていない状況です。

【県回答】山県市の急傾斜地の件ですが、令和10年(2028年)まで未着手の見通しで何箇所あるかということですが、昨年砂防計画を改定したところですが、土砂災害の避難所で29残っております。これを令和10年(2028年)までに着手したいという目標をもっております。要配慮者利用施設が土砂災害特別警戒区域として4箇所未着手です。これは令和5年(2023年)までに着手する目標をもっております。このように避難してほしいといっておきながら、避難所が危ない状態では非常に危険なので、避難できない方の対策も含め、優先順位を決めて進めているところです。また、現場での確認をとのことですが、山県市を通じて土木事務所にいただければ、現場の確認もいけるかと思えます。決して土木事務所が現場を見ないということはありませんので、市を通じていただければいいかと思えます。

【県回答】山県市の件ですが、緊急かどうかは現場を見ないとわからないということもありますので、今回の災害などもありますのでやはり現場をみてということになります。

80. 急傾斜地崩壊危険箇所においてがけ崩れが起っています。こうした急傾斜地崩壊危険個

所において、急傾斜地崩壊防止対策事業を促進してください。(岐阜市)

【県回答】県では公共性が高く、避難所や災害時要配慮者利用施設等を保全する箇所、とくに土砂災害の発生した箇所などの事業を優先的に実施しているところです。

81. 恵那市長島町久須見上本郷宮栗から上の洞は、土砂崩れ危険地域、レッドゾーンです。武並神社をはさんで約150mに急傾斜崩落対策を講じてください。

R2年7月豪雨でこれより西側、県道68号恵那白川線で崖が崩落し通行止めが発生。事故現場の復旧は当然していただけたと思いますが、事故現場から東方へ約100mは30年ほど前に急傾斜崩落対策工事がされています。今回の事故現場と同様、危険な地質地域です。民家もあり、対策を求めます。(恵那市)

【県回答】県が実施する公共急傾斜地崩壊対策事業の対策要件は、保全対象が土砂災害特別警戒区域内に避難所や災害時要配慮者利用施設等また、人家10戸以上ある箇所を対象に事業を実施することができます。本要望箇所は公共急傾斜地崩壊対策事業の採択要件に満たしていないということから、恵那市の方で事業ができる県単急傾斜地崩壊対策事業補助で実施することができますので、この要望の件については市の方に対して伝えておきます。県道68号の恵那・白川線の災害現場につきましては、災害復旧工事で実施する予定です。

82. 障がい者施設-社会福祉法人可茂会可茂学園は、過去土砂災害に見舞われた。当該する土地は、可児市所有地で市が福祉増進の使用契約を結び、無償貸与をしています。

隣地の山は、急傾斜で事業法人ひとりの努力では、解決困難である。山の下側には、可茂学園・福祉センターも設置され多くの障がい者が利用しており、確実な安全対策が強く求められています。

近年の異常気象や地震の群発などから、急傾斜対策事業について数年度に分けてでも着実な安全防護対策を実施できるように、岐阜県の急傾斜地防災事業の拡充を願い、支援を要請します。【地図参照】(可児市)

【県回答】都道府県の施行する急傾斜地崩壊対策工事は、当該急傾斜地の所有者、管理者もしくは占有者または当該急傾斜地崩壊被害等を受ける恐れのある者が、施行することが困難または不適当と認められ定められたところにおいて施行します。本要望箇所は、管理者である施設の管理主が施行することが困難であり、可児市所有の土地のため当該急傾斜地の所有者が施行することが困難とは認められません。市町村が事業を実施する場合においては、先ほど説明しましたように県単急傾斜地崩壊対策事業補助というものがありますので、そういったもので支援していきたいと思います。

83. がけ崩れなどの恐れのある急傾斜地について地盤調査、補強工事の助成制度を創設してください。(岐阜市)

【県回答】急傾斜地法では、第一義的に土地の所有者や被害を受ける恐れがある者が対策工事を実施することとされており、県が特定の個人や地域に対する助成制度を創設する予定はありません。ただし公共性が高く、土地の所有者等で対策を行うことが経済的、技術的に困難と認められる急傾斜地については、県が対策工事を行います。ただ、市町村が行います急傾斜地工事にかかる事業については県の補助制度を設けております。

【県回答】避難所に逃げるといってもなかなか行けないということもあり、どこが危険かわからない、どうして調べたらいいのかわからないということですが、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定状況というものがネットでもでており、赤色など色別で分けておりますので見ていただければわかると思います。

【県回答】砂防課では把握していないので、市の方に聞いたりして、建築の際にどのように造成したのか、そのようなところから調べないとちょっと難しいかなと思います。

【県回答】そうなりますと都市建築課の宅地の造成の話になります。助成する制度はありません。

84. 土砂災害の危険区域の指定基準を見直し、戸数の少ない地域も含めること。また土砂災害危

陰個所の改修工事予算を緊急性に見合った予算に拡充してください。（県委員会）

【県回答】土砂災害警戒区域の指定にあたっては、優先すべき上下案を設定し、調査を進めているため、今後とも市町村とともに協議で検討してまいります。改良工事着手につきましては、岐阜県八山系砂防総合整備計画に基づき、優先度が高い箇所から順次、対策を実施しております。

85. 長良川河口堰は、環境に有害、利水にとって無用、治水にとっても有害であることが歴史的に明確になり、ゲートを開放すると「塩害」が起きるか否かが最大の争点になっています。河口堰の運用見直しに向けた調査に着手し、農業用水を使用しない期間にゲートを試験的に開放して「塩害」について実証的調査を行なうようにしてください。（県委員会）

【県回答】農業用水を使用しない期間であっても、地下水あるいは土壌の塩分化が予測されるため、塩害発生の可能性が極めて高く、塩水の進入を許容する開門調査に対しては、多くの関係者の懸念がありますので受け入れることはできません。またひとたび塩害が発生すると多くの方々に影響を及ぼします。塩害を起こさない範囲で河川環境の改善に努めるよう引き続き弾力的なゲート利用を進めたいと考えております。

86. 低水温で環境に悪影響が懸念される徳山ダムの水の一部を長良川に流すのが木曽川水系導水路事業です。関係地方公共団体からなる検討の場において、長良川の水環境悪化の危惧を表明し、事業を中止するよう求めてください。（県委員会）

【県回答】導水路事業については、異常渇水時に徳山ダムに確保した水を木曽川及び長良川に流して河川環境を改善することであり、徳山ダムを含む木曽川ダム群の水系総合運用によって可茂・東濃地域の渇水被害の軽減に効果があります。とのことから必要であると考えております。また平成21年（2009年）7月に徳山ダムから長良川への水温環境影響について事業主体である国および水資源機構が環境レポート（案）を公表して、導水路許容後の水温変化が小さいとか、水温変化による微生物への影響が小さいと予測、評価されています。現時点では、事業主体、関係県市町で構成します検討の場で検証作業が行われている段階でありまして、まずは事業者に対し速やかに検証作業を実施し、事業を推進されるよう要請します。

【県回答】導水路の事業につきまして、異常気象ということもありまして一気に雨が降ることも多くなりました。渇水の方もリスクを増していることも見られることから、異常渇水対策に効果がありますことから、中止をするということは考えておりません。

87. 毎年のようなゲリラ的な集中豪雨が頻発する中、治水対策は待ったなしであり、想定外の局地的な豪雨に対応する対策が求められています。想定外でも対応できる治水対策として再度検証を行い、堤防のかさ上げ、河道掘削、護岸工事等を急いで進めてください。（県委員会）

【県回答】現河川整備計画特区、河川改修が計画の途上にあるため、これらを優先して実施していくことを考えています。一方で近年の気候変動を踏まえて、これまでの治水対策を見直し、関係者も共同して全体で水害を軽減させる流域対策への転換が国から示されたことから、これに基づきハード、ソフトの一体対策を確保していきたいと考えております。

【県回答】美濃市の横越地区だと思いますが、遊水地の候補として国が検討されているということで、ここは県が管理している区間であります。当然、事業を実施する上で、国土交通省の直轄区間ということになっていくと認識しております。事業に対して知事の意見としましては、河川事業を実施していくことにあたりまして、河川整備計画に位置付けていかなければならないと河川法で決まっております、こちらに対して意見をあげたということであります。

88. 中山間地の土砂崩れに注意しなければならないイエローゾーンに存在する耕作放棄された農地は、給排水路も崩壊し、大雨時等はその下部にある民家など市民生活施設へ流入し、市民生活に障害が発生するとともに、土砂崩れが発生する心配があります。イエローゾーンに存在する耕作放棄により管理されていない水路を整備し、土砂崩壊の防止対策をしてください。（恵那市）

【県回答】(農政部)耕作放棄地の発生要因は担い手の不足が大きいと考えています。そのため耕作放棄地対策として、まずは離農者等の農地の受け皿となる担い手の育成確保をはかることでして、同時に担い手を支える集落等のバックアップ体制が不可欠ですので、県下において日本型直接支払い制度の活用を推進してまいります。また、耕作放棄地を解消、営農再開に対する支援も合わせておこない、農地を維持し農地の適切な管理をおこなっていただけるよう市町村と協力し、耕作放棄地対策に努めてまいります。(回答になっていない)

【県回答】豪雨対策の水路管理について、耕作放棄地の管理は難しい。耕作放棄地を発生させない努力はしているがどうしてもてでくる。発生した所は耕作放棄地を解消する、元にもどす事業も組んでいますので、市の協力も必要ですので、そういったところで相談いただければ対処してまいります。

89. 県境にある上矢作病院は、長野県からの患者の通院があります。長野県に通じる418号線は道路が狭く、患者の通院に支障があります。早期に道路整備を進めてください。(恵那市)

【県回答】国道418号につきましては、現在、下川原工区の道路改良工事を優先して進めさせていただいております。ご意見の区間であります上矢作病院から長野県境につきましては、未着手の状況であります。ご意見の区間につきましては、県全体の予算であるとか、恵那市内の他の事業活動の進捗状況などを勘案しながら検討して進めさせていただきたいと思います。

90. 境川総合治水対策特定河川事業について、早期の河川改修と河川状況の把握など浸水被害を防ぐ対策を促進してください。(岐阜市)

【県回答】境川については、危機管理型水位計の設置とか、河川整備計画の中流域河川改修、上方排水機場のポンプ増設など、引き続き河川改修を進めていきます。

91. 「ハザードマップ」については、その精度を引き上げるとともに河川の決壊・越水洪水の予測だけでなく内水面氾濫対策についても強化すること。また、市町村と連携し、避難所の位置や機能についても再検証し万全を期してください。(県委員会)

【県回答】(危機管理部)避難所の指定にあたりましては、適切な場所等を指定するとともに、最近の新型コロナウイルス感染症が発生している状況では、感染症対策に万全を期すよう助言を行っているところであります。引き続き、取り組みを推進して参りたいと思っております。また、避難所生活環境確保事業費補助金によりまして、コロナ対策の避難所に必要なパーテーションとかテントなどの資器材を市町村が整備する場合に助成していきまして、避難所の環境整備を働きかけてまいりたいと考えております。

【県回答】水防法に基づき、水位周知河川等を対象に作成、公表することとされてます洪水想定区域については、国のマニュアルに基づき作成して、令和元年(2019年)7月までに公表しています。また、その他の県が管理する中小河川についても国のマニュアルに順守しつつ、作業を一部簡略化した水害危険情報図というものを作成し、こちらの方も令和元年(2019年)5月に公表しています。これによりまして、現時点で県が管理する一級河川すべてにおいて水害リスク等が可視化できるようにしています。

【県回答】(危機管理部)各務原市のハザードマップについてですが、近年の災害を見ると本当に想定外の被害があり不安です。県土整備部で浸水被害のハザードマップを想定するのですが、そこで精度を上げていただきまして、市とも本当にこれで大丈夫なのかということでもっと精度を上げたもので、市町村とあらためて、指定避難場所が本当にこれでいいのかを、こういう不安の声があるけど大丈夫なのか、今後いっしょに考えていきたいと思います。

【県回答】(都市建築部)内水氾濫対策について。近年雨の降り方が局地的、集中的、激甚化にともなって、全国各地記録的な豪雨が多発して、河川から発生する洪水氾濫に加えて、都市に降った雨が河川等に排水できずに発生する内水氾濫也多発する状況です。このため、平成27年度に水防法が改正され、洪水のみならず、内水についても、市町村においてハザードマップを作製、配給するなど、ソフト、ハードの両面から水害対策を強化する制度改正が行われていま

す。下水道事業においては、都市に降った内水排除の役割の一旦を担っているため、県においては、公共下水道事業を実施する際に、市町村において内水ハザードマップが作製されるよう、指導、助言等の支援に努めていきます。

92. 近年の地球規模による異常気象による災害をリアルにとらえ、従来の延長線上での防災対策を抜本的に見直し、抜本的な防災・減災対策を講じてください。 (県委員会)

【県回答】(危機管理部) 昨今、想定外といえる自然災害の激甚化、頻発化しています。今年も7月に大きな災害が起きましたが、県内では一昨年の関市を中心とした豪雨、昨年の台風15号、19号による大きな被害が出ました。こうした被害状況の教訓を検証して、今年度から県の5カ年強靱化計画をつくりました。これはどんな自然災害が起きても、しっかりと機能、保全できる対策を策定しました。この計画は、県の強靱化に関する例えば、地域防災計画であったり、県の道路計画であったり、福祉の計画であったり、そうしたものの指針になるもので、これに基づいてハード、ソフト面からも、この防災・減災対策をすすめていきたいと考えております。

【県回答】(危機管理部) 効力ということですが、5年間の強靱化計画という指針でありまして、こうした方向で5年間進めていくことであります。それに基づいて、道路については、それぞれ整備計画があり、目標に対しての延長とか、この箇所はここまでという個別の計画の中で、具体的な財源を含めて計画がされているものであります。

93. 山間部沿道の倒木による通行止めや停電を防ぐために、山の持ち主や国、電力会社と連携し、未然防止対策を進めること。山中の災害木や間伐対策についても、補助制度の拡充を国に求めつつ、県独自の取り組みを講じてください。 (県委員会)

【県回答】(危機管理部) 県では倒木により停電発生のある恐れのある流木を事前に伐採するため、岐阜県ライフライン保全対策事業を令和元年度(2019年)から進めているところであります。引き続き、実施主体である市町村において事業が円滑にできるよう電力会社とともにサポート、支援を実施して参りたいと考えております。

【県回答】(危機管理部) 県管理道路沿いにある民有地の樹木の所有者の伐採の促進のため、市町村と連携して伐採経費の一部を助成する取り組みを平成28年度(2016年)から実施しております。

【県回答】(林政部) 本年度より鉄道、道路、送配電施設等の重要施設に隣接する森林について、風倒木等の施設被害を未然に防止するため、市町村、森林所有者、施設管理者が協定を締結し、風倒木等の懸念のある森林に対しておこなう森林整備を支援する新たな補助制度が創設されております。また、人家や公共施設等に隣接した倒木の危険のある箇所については、清流の国ぎふ森林環境税を活用して平成26年度から危険木除去の支援をしております。引き続き、この制度を活用しながら積極的に事前伐採を推進していきたいと考えております。

94. 合併後、中津川市は面積が広域となりました。地形的にも旧中津地域と恵北地域の2つに分かれます。警報が発令されても、晴天なのに子どもが下校させられるという事態もあります。警報による休校・休園にも関係する気象予報をピンポイントで中津川北・中津川南と分けて発表できるように改善してください。 (中津川市)

【県回答】(危機管理部) 災害時には自らの災害リスクが我が家のこととして、みなさんに認識してもらいまして、災害の状況に応じた避難行動によって、自らの命を守っていただくことが必要だと考えております。このような観点から、気象情報の発表エリアをサークル化する見直しについて、平成30年(2018年)12月に県が気象庁及び岐阜地方気象台に対し、また平成31年(2019年)3月に中津川市が岐阜地方気象台に対し要望を行ったところであります。県として中津川市と岐阜地方気象台による検討、協議に対し、助言等の支援を行っていききたいと考えております。

【県回答】(危機管理部) 中津川市の気象台の分割のことですが、中津川市も含めてとくに北部、飛騨地方も一つなのです。飛騨地方の方がもっと大きいのですが、そのような形で気象庁、気

象台にも話しておりますが、具体的にどうできないのか、もう一度そのあたりを突っ込んで、市町村といっしょにもう一度国に働きかけていきたいと思っております。

【都市建築部】

95. リニア中央新幹線事業は、環境破壊、採算、沿線自治体の負担など数々の問題を置き去りにして進められてきました。予定が行き詰った今、工事をやめ、中止を含め事業そのものを見直すようJR東海と一体に推進する国に働きかけてください。（県委員会）

【県回答】リニア中央新幹線建設事業につきましては、JR 東海により環境影響評価手続き実施の上、平成26年10月に国土交通省より、品川―名古屋間、2027年開業とする工事実施計画が認可されたということです。県としては、引き続き JR 東海との環境保全措置の履行状況や、環境影響評価書に対する知事意見に基づき、JR 東海が行なう県、関係省庁の協議報告や、地元への説明内容について慎重に確認していきます。そのうえで、必要に応じて JR 東海に対して意見を述べ、適切な対応を求めていきたいと考えています。

96. トンネル工事の地下水、湧水に与える影響についてリニア中央新幹線計画について、静岡県と水の問題から、27年開通が難しいとの報道があります。恵那市でも稲作耕地の水源地域にトンネルを通し、トンネル内の湧水は大井非常口から阿木川へ流すと言うが、水枯渇は認められません。

①長島トンネル工事は昨年12月に発注されたが、阿木川、千田川の河川協議はまだ成約されていないと聞きます。水利権所有者のみならず、影響があると思われる関係住民、県民に河川協議の進捗状況を公表されたい。

②工事が原因で水枯渇が発生した場合、保障するが、最大30年間と言う。それでは30年以後のコストはだれが負担するのか。リニア開通によって利益を得る事業者が負担すべきではないのか。それとも水利権を侵害される水利権保有者が負担するのか。そうでなければ、岐阜県が負担するのか。この問題を明確にしてから、河川協議をとりまとめられたい。

③7月1日に2019年度岐阜県下工事の事後評価が公表された。

中央アルプス山口非常口の落盤事故に関し、事後評価報告書4-1-15によれば、「調査地点 N-04は地上部土砂崩落箇所付近であり、PH値が一時的に高くなった」とされています。

なぜこのような数値になったのか、使用した薬品などその原因を県は承知されているか。今後、事故などトラブル対策に、飲用不適などの不適切な薬品使用はあるのか、を明確にし、そうならないための対応措置は準備されたい。（恵那市）

【県回答】JR 東海作成の環境影響評価によると、減水等水資源で影響が認められた地区では、復旧対策を実施するとともに、トンネル工事完了後も観測等継続し、必要に応じて地元のみなさんとお話しをしながら、恒久的対策を実施すると約束されています。県としては、その実施状況を確認するとともに、本日いただいた意見については、JR東海に伝えていきたいと思います。

【県回答】(河川課) ①(河川協議について)阿木川とか千田川ですが、阿木川については橋梁、千田川については川の下トンネルという計画になっています。河川協議というのは河川占用許可申請等の手続きとなりますが、こちらの進捗状況の公表については、河川占用許可申請等手続きの途中経過の公表含めて、公開を前提とした手続きとなっていないので、ということです。なお、情報公開請求等をいただければ、法に基づいて適正に対応していきたいと考えています。また、当該意見があったことについては、JR東海に伝えたいと思います。

【県回答】(環境管理課) ③pH の高い水の活性については、令和元年7月に開催された環境影響評価審査会地盤委員会において、JR東海から説明がされています。復旧工事において陥没箇所にエアモルタル等セメント系の資材を注入しており、これに触れた水については pH が高くなるということで、当該湧水については、pH 調節処理を行ったのち、排水基準に適合していることを確認したうえで排水されていると説明を受けています。工事に使用する吹付けコンクリートや

地盤改良材はセメント系のものが多くあるので、今後工事の状況によっては排水の pH が高くなる可能性もあります。県としては、JR東海の工事排水の処理が適正にされるよう、立ち入り検査等で状況を注視していきます。

【県回答】(河川課) ①河川協議については、いずれもまだ具体的に河川法の許可の申請を受けていない状況です。

【県回答】(リニア推進室) ②「30年補償」については、主体はJR東海で、県が補償するわけではありません。基本的にJR東海が地元の方とお話ししながら、相談してやるということです。基本的に30年というのは法律上あるが、どういった対策をするかについては、地元とお話しすることなので、JR東海とよくお話をしてくださいということを申し上げたということです。

(強制執行、地上権について) これも基本的に県ではなくてJRが主体。語弊があることについてはJR東海に伝えたいと思います。

97. 昨年12月、リニア長島トンネル工事が契約されました。長島トンネルの計画には民家の直下13mを通るところもあり、区分地上権の譲渡を要求する計画です。軟弱な地盤であり地盤沈下も心配されています。6月には横浜で鉄道運輸機構の工事で陥没事故が起きています。リニア事業者の JR 東海は計画路線の地盤調査を実施していますが、そのデータを公表していません。中央アルプストンネル非常口工事で落盤事故がありました。これについて、7月5日、県環境影響審査会が開かれ、事業者の報告では、「弱いところが分かっていたが、そのまま補助工法を使わず事故が起きた」旨の文書となっています。分かっている事故が起きたとはずさんな工事と言わなければなりません。長島トンネルは土かぶりも浅く、不安です。綿密な事前調査と厳重な安全対策を第三者が評価し、その上で、区分地上権の取得交渉するのが、当然です。(恵那市)

【県回答】昨年の山口工区における地盤沈下にかかる環境保全措置に対する知事意見としまして、山口工区以外のトンネル工事においても、水質の専門員による観察、計測を行い、不安定な地盤かどうかの判断を慎重かつ適切に行うこと、不安定な地盤だと判断した場合は、適切な補助工法を実施することを求めており、JR 東海からそれを踏まえた対応についての回答がなされています。リニア中央新幹線建設工事については、国土交通省において、地域住民に対して環境保全に対するデータや情報を最大限公開し、透明性確保につとめながら、丁寧に説明して、地元の理解と協力を得ながら事業を円滑に実施するよう、JR 東海に求めているところです。県としても、丁寧な説明の実施を JR 東海に働きかけるとともに、該当意見があったことについて JR 東海に伝えていきたいと思います。

98. リニア中央新幹線計画について、区分地上権譲与などに納得できない地権者を残したまま、工事発注したことは無謀です。岐阜県として「このような進め方は公共事業ではあり得ないこと」と評価を。年12月に長島トンネル工事発注されましたが、沿線地権者の区分地上権所有の多数の方は、納得されていません。地権者の同意のないまま、契約することは、工事が途中でストップするとおもいます。このような進め方では、国交大臣の「ていねいな説明」が尽くされていないものであり、「強制執行」は認められないことを確認されたい。(恵那市)

【県回答】リニア中央新幹線建設工事については、国土交通省において、地域住民に対して丁寧に説明して、地元の理解と協力を得ながら事業を円滑に実施するよう、JR東海に求めているところです。県としては、丁寧な説明の実施を JR 東海に働きかけるとともに、当該意見があったことについて、JR 東海側にお伝えしたい。

99. リニア中央新幹線事業について

①山口トンネルで落盤事故があった。人家には直接影響はなかったが、これから中津川市では3つの非常口からトンネル掘削が始まろうとしている。生活と環境をこわすリニア新幹線建設は直ちに中止するよう国・JR東海に求めてください。

②車両基地に汚染残土を埋める計画になっている。JR東海の土地であっても汚染残土を埋

めることはやめさせてください。

自然由来の重金属でも基準を越せば、危険。車両基地の排水は旧ため池から農業用水として辻原川に流れるようになっていく。いつまで遮水シートが機能するか疑問。汚染残土持込の危険性について、関係する丸岩・辻原等の住民は知らされていない。岐阜県として如何に環境を守り、市民の命と健康を守るかの立場で取り組んでください。

③中津川市山口の木曽川河川敷のすぐ近くの田んぼのリニアのトンネル残土・汚染残土の仮置き場を撤去するよう県としてJR東海に指導してください。

仮置き場にはまだ汚染残土は持ち込まれていない。しかし先日の令和2年7月豪雨災害で仮置き場の地域が氾濫水位を超える可能性があるとして避難勧告・レベル4が出された。仮置き場の下流には落合ダムがあり、東濃用水の取水口がある。中津川市民にとって命や健康に影響を及ぼす大変危険なものです。

④山口非常口のすぐ近くには、中津川市馬籠の簡易水道の水源がある。トンネル掘削により、水脈が変わり、水枯れの心配があります。市はJR東海がその時には必要な対策と補償すると言っていると安心している。しかし補償は30年。その後は自治体が維持管理しなければならない。山口トンネルの掘削を中止するようJR東海に指導してください。（中津川市）

【県回答】 昨年の山口工区における地盤沈下にかかる環境保全措置に対する知事意見としまして、山口工区以外のトンネル工事においても、水質の専門員による観察、計測を行い、不安定な地盤かどうかの判断を慎重かつ適切に行うこと、不安定な地盤だと判断した場合は、適切な補助工法を実施することを求めている、JR東海はそれを踏まえた対応についての回答がなされています。県としては、引き続き、JR東海の環境保全措置の履行状況や環境影響評価書に対する知事意見にもとづいて、JR東海が行なう県・関係市町村への上記報告や地元への説明内容について慎重に確認して参ります。そのうえで、必要に応じてJR東海に対して意見を述べ、適切な対応を求めていきたいと考えています。

【県回答】 ④(山口非常口について)JR東海作成の環境影響評価書によると、減水等の状況を認めた地区では、復旧対策を実施するとともに、トンネル工事完了後も観測等継続して、必要に応じて、地元のみなさんとお話をしながら恒久的対策を実施するという旨が記載されています。県としては、その実施状況を確認するとともに、本日いただいた意見をJR東海に伝えたいと思っています。

【県回答】 ②車両基地に環境基準に適合しない、いわゆる要対策土を埋める計画を検討されていることについては、JR東海からこの具体的な計画が示された場合には、環境影響評価審査会にはかりまして、JR東海に対して必要な対応を求めていきます。

【県回答】 ③JR東海は、中津川市山口下島地区の木曽川近くに、環境基準に適合しない土砂等の仮置きを実施するにあたって、「環境基準に適合しない土砂等の埋立等に関する要綱」に基づき、汚染拡大防止措置等の対応を記載した協議書を県に提出しています。この協議書の中でJR東海は、周辺河川や地下水に影響を及ぼさないよう仮置き場所の全面をコンクリートばりとし、仮置きする要対策土が遮水シートで被うことにより、汚水の流出、浸透を防止するとともに、周辺河川、地下水のモニタリングを実施するというようにしています。県はJR東海が行なう措置の履行状況を、その都度検査で確認していきます。

【県回答】 車両基地については、計画が示されていないというのはその通りで、県の方にJR東海から施設を整備しますと、それに伴う環境保全措置をこうしますというような環境保全計画書がまだ出されていないので、先ほどは出ていないと申し上げましたが、車両基地に要対策土を埋めるということを住民に説明されているという点を承知していないわけではありません。JR東海は県に説明せずに地元の説明するののかという点では、地元には状況と計画を説明されて、意見を聞きながら計画を詰めていく過程の中だと理解しています。アセスの段階で、車両基地に要対策土を埋設するということは明確に書いていなかったということは、私もそう理解しています。ただ、JR

東海のアセスの全体の構成として、残土の処理をどうするかということは、全体を決めてアセスが終わっているわけではない。今回終わった段階で必要な対策、調査をするなり、対策を考えてその都度県に報告をして、県としてはそれに対してその都度意見を言っていく、意見を申し上げてそのほかの工区でもつかんでいく。車両基地に関しても、今回要対策土を埋める計画に最終的になるかどうかはわかりませんが、そういった計画であるとお示しを県の方にされたということであれば、その段階で当然専門機関である環境評価審査会に意見を聞いて、必要な環境保全上の対策、対応を求めていくことになります。瑞浪市長が瑞浪市の要対策土をどうの話は、私どもは承知していません。

下島の仮置き場については、昨年度も同じ質問をいただいていた、同じ答えをお答えすることになります。下島の仮置き場をつくる段階で、JR東海の方で、こういった環境影響が考えられまずという環境影響結果をいただいて、県として、アセス審査会で意見を聞いて、県の意見をJR東海に申し入れる過程がありましたが、その中でJR東海は、豪雨とか台風などで水が多くつく場合には、飛散防止対策を実施して、定期的に監視を実施するという答弁をされています。こういったことを適切にされるように各自治体にJR東海の対応を確認していくことが県の仕事だと考えています。

【県回答】(データーの開示、遮水シートの適正などについて) JR東海がトンネル掘削した土についての、環境基準に適合しているかどうかの確認をチェックしていますが、データーについて、例えば年一回のモニタリングの結果をまとめた報告書が出ていますが、そういったもので概略は出ているものと理解していますし、仮にトンネル掘削の過程で基準を超過したとなれば、県のルールの中で、事業者から(JR東海に限らず)県に報告するということになっています。JR東海についても県に報告してもらうことになるので、その結果についても、報告されたものはホームページに載せているので、そういった形で公開されていると理解しています。

遮水シートが適正に担保できるのかどうか、そういった面も含めて、これは向こうの計画として出てくるものについて、県は専門家の意見も聞いて、必要な対応を求めています。なお、恒久的な埋め戻しの計画はまだ何も出てきていません。JR東海から計画が示されていないので、どういうやり方をやられるかということは、私どもは正式に承知してはいません。

100. JR関ヶ原駅のエレベーター設置は、「岐阜関ヶ原古戦場記念館」への集客、バリアフリー化としても重要です。県の事業に位置付け、設置に主体的に尽力をお願いします。

(関ヶ原町)

【県回答】関ヶ原駅のエレベーター設置についてですが、駅のバリアフリー化については、鉄道施設の所有者である鉄道事業者の主体で行う事業となります。バリアフリー化については、国、地方公共団体が鉄道事業者に対して支援を行うという制度となっています。県としては引き続き、JR東海と関ヶ原町の協議が進むよう助言をしていきたいと考えていますし、今後JR東海が関ヶ原町の補助を受けて計画・設置するということになったら、県の補助制度により、町のほうに財政支援を検討していきたいと考えています。

【県回答】(商工労働部) 古戦場記念館については非常に大きな期待をしています。アクセスの向上、利便性の確保は重要なことであることは間違いありません。JRの駅ということもあり、この辺りは所管の方とも勉強します。

101. 岐阜市が行っている地域のコミュニティバスへ運営補助を拡充して下さい。(岐阜市)

【県回答】岐阜市が運営するコミュニティーバスについては、人口集中地区の走行距離が全体の50%未満であるなど、一定の条件を満たす系統に対して、県の市町村バス交通走行対策補助金により運行経費を補助しているところです。県では市町村が運行するコミュニティーバスに対して、交通不便地域の系統について重点的に支援するという考えでいまして、過疎地域を中心に引き続いて支援していきたいと考えています。

102. 地域の公共交通について

交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティバスなど運行への支援、高校生の通学バス代へ補助してください。(中津川市)

【県回答】県はコミュニティバスの運営に対して補助を実施しているところです。引き続き、市町村バスに対しては、県の方からは運行支援ということをやっていきたいと考えています。あわせて要望のなかに「高校生の通学バス代への補助」というのがありますが、高校生の通学バス代への補助については、各地域の地理的な特性であるとか、各家庭の諸事情、こういった個別の諸事情を踏まえて必要に応じて行われているものと考えています。そういう意味で、こういったことについては、まずは市町村で検討されるべきものと考えています。

【県回答】一般の高校生に対してバスの通学代金を補助するという制度は、県としてはやっていない。県内では中津川市含めて5市町が、高校生へのバス代補助をやっているということは承知しています。廃校という事情があるかもしれませんが、これは、地理的な条件であったり、その家庭が車を持っているのか、持っていなかったりとか、その地域の事情によるものかなと考えていますので、そういったことは市町村の方で対応してもらっているものと考えています。

103. 水道施設耐震化や更新は莫大な費用が必要ですが、節水型の普及等により水道料金収入は減少傾向になると思われます。岐阜市では水道施設の耐震化・更新に係る国庫補助制度を受けることができず、耐震化や更新を進めるために水道料金を引き上げました。災害時での持続可能なライフラインの確保のため、国庫補助採択基準を緩和するよう国へ要望してください。(岐阜市)

【県回答】(健康福祉部) 国庫補助による水道施設の耐震化や更新について平成28年度に国が水道管路緊急改善事業を創設して、この際に国庫補助の採択基準が緩和されている。これにより岐阜市において要件を満たすことで28年度から事業を進めていると承知している。一方で現在も例えば給水受益に占める需要負債残高の割合だとか資本単価の基準など水道事業によっては国庫補助の採択基準が満たさないということで国庫補助が受けることができないという県内の市町村事業があることも承知している。県では県内市町村の水道施設の耐震化や更新を進めていくために、これまでも国庫補助採択基準の緩和を国に求めており、今後も引き続き要望していく。

104. 岐阜市内に、大型トラックの休憩場所がないので設置してください。

案①岩田西、上白金真砂線の旧料金所周辺の閉鎖になっている空き地(地図参照)

案②日野、長良川左岸の堂後サッカーグラウンドの南側、上白金真砂線沿いの空き地

【地図参照】

(岐阜市)

【県回答】(県土整備部) 県道上白金真砂線の旧料金所周辺の空き地を大型トラック用の休憩場所とする場合には、大型トラック駐車場として必要な出入り口や駐車桟(ます)、駐車桟に必要な進入、回転するための道路など整備する必要がありますが、これらの敷地を確保することができないため、休憩施設の設置は困難です。また、長良川左岸のグラウンド南側の県道沿いの土地は県有地でないため、休憩場所の設置は困難です。

105. 県営加野団地の住環境の改善について

①県営加野団地 集約化はまちづくりの観点で。

集約化、募集停止等の選別等は、地域全体の環境を視野に、入居者はもとより、加野地域の住民の意見を聞くこと。なぜ、入居者が減少してきているのか、どんな地域にして行くのか、まちづくりの構想が求められている。集約化し、残す住宅について、バリアフリー化もとより、居住環境の向上をはかること。老朽化している集会場は、住民要望を反映した機能を持たせ建て替えること。

②入居者が収入報告を怠った場合は対応を柔軟に。

家賃を滞納なく支払っていても、収入報告を怠ると、家賃が2倍～3倍(近傍同種)になります。(岐阜市)

【**県回答**】県営加野団地の住環境改善について。

①加野住宅の集約化事業の実施にあたっては、事業説明会等において意見を伺い、引き続き丁寧な説明に努めるとともに、集約化後の移転住棟については、地元自治体や地域住民から広く意見を聴取し、地域の実情に応じた活用を図っていきます。また県営住宅は、バリアフリー化や居住性向上を目的とした改修を計画的に行っています。加野住宅においても、必要な改修を定期的実施してきています。なお、集会場等の施設については、長寿命化のための改修により有効活用を図ることとしています。

②公営住宅の家賃については、入居者の収入に応じて毎年決定するため、収入申告書の提出を依頼しているところです。未提出の方には何度も督促をするなど、丁寧な対応をしているところです。どうしても提出してもらえない場合は、近傍同種家賃を適用せざるを得ない状況となるので、引き続き収入申告書提出の必要性を理解していただけるよう説明をしていくほか、負担軽減を図るため、マイナンバー制度を利用した収入申告手続きの導入もしています。

【**県回答**】入居者についても意見を積極的にということで、事業説明会においても様々な意見をいただいております。参考にしていきたいと思っております。集約化の時期については、事業説明会の時に「今年の9月を目処に」という説明をさせてもらってまいりまして、事情あって多少遅れるかもしれませんが、概ねその目処を示して説明していきたいと考えています。

【**教育委員会**】

106. コロナ禍のもと教職員の長時間労働の実態は改善されておらず、夏季休業の短縮で学校現場には、導入の前提である「繁閑の差」は存在しません。1年単位の変形労働時間制は導入しないでください。（県委員会、中津川市）

【**県回答**】国の方で法律改正がございまして、令和3年の4月から制度の適用を緩和する制度改正がされています。このため県といたしましても、今後各学校の状況や市町村のご意見なども踏まえながら、1年単位での変形労働制の導入に関する検討をおこなっていききたい。

【**県回答**】変形労働制の実態、閑散期は実際になく改善が必要、調査結果と条例制定について変形労働制のこれからの方針ですが、制度が導入できるという法改正でございまして、それを県のなかに入力するためには県の条例制定が必要です。それを学校ごとに導入するかどうかを判断していただくことになります。ただ、文科省、国の方から変形労働制導入にあたっての要件のようなものが省令などで示されているわけですが、それが先日出たところですので、それを踏まえてこれから検討をすすめていきたい。市町村の状況もいろいろあると思っております。勤務時間、60時間を超えているところもあると認識しています。一方、変形労働制の目的となっている休日のまとめ取りという意味で、全体的に平均してみると夏休みなどの勤務時間が少なくなっているのは間違いないと思います。実際の導入のご意見など、いろいろな角度で伺いながら検討していきたい。国の方からも言っているが、変形労働制を導入することによって勤務時間が減るわけではないということは県も同じです。大前提として業務を削減し効率化を図ることが第一で、それを進めながら学校も長期休業があつたりというのも事実で、全体としての組み合わせのなかで改革を進めていかなければならないと考えています。学校の意見に県も関わりながらすすめていきたい。

107. 新型コロナウイルス感染拡大防止と、どの子ものびのびと成長できる教育環境をつくる観点から、全国知事会、全国市長会の要望に沿って、少人数学級（20人以下）の拡大を国に要望してください。加えて、教職員を増やし、県の独自加配をしてください。（岐阜市、中津川市）

【**県回答**】107～110と同じ。

国の基準では小学1年生から3年生、中学1年生については独自に35人学級の編成をおこなっています。これに合わせまして、小学校の算数とか中学校の数学・英語につきましては現行25人以下となるような少人数指導を実施しているところです。今後も教職員定数の改善や必要な

教員数の加配措置につきまして、国にしっかりと要望するとともに、少人数学級も含めた本県の少人数教育のあり方について検討してまいりたいと考えております。

【県回答】個別の事案については承知していないところですが、小1～3年、中1は35人とされているのでその範囲である認識しています。一方で人材不足と言う観点では、やはり全体的に教員の採用志願者自体が少なくなっている状況もあり、我々も正直なところ人材確保に苦慮しているのが事実です。産休補充など、県教委と市教委が連携して、臨時講師になるような人たちの人材バンクを運営して、より円滑な必要なとりくみをしています。中長期的には改革をすすめて、教職というものの魅力の向上につとめていくところで優秀な人材確保をめざしていきたい。

【県回答】コロナ対策に関してはスペースサポートスタッフや指導員の予算を組んだ状況ですが、実際それではまかないきれないということも承知しておりますけれど、さまざまな業務・行事の見直しと合わせてしっかりとやっていかなければならないと考えています。

【県回答】授業がいわゆる詰め込みにならないようにする、例年と同様のペースですすめられるようにする、授業日数を確保する意味で、夏休み等の短縮や学校行事の調整等により3月末までに学習内容を終わらせるような見通しをモデルのような形で県としても示しているところです。また授業の内容ですが、新型コロナウイルス感染防止に配慮しつつ、児童生徒の人間関係づくりですとか、個々の学習状況に応じた授業、仲間とともに学ぶ共同学習をすすめ、知識の定着を図るように指導計画の重点化についてもそのモデルを示しているところです。今後はこれらの主旨が確実に実施されるように学校に助言するなど支援をしてまいりたい。

【県回答】本県では学校安全課および県内の6教育事務所に、会計年度任用職員としてスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを活用できる体制を整備しております。

108. このコロナ禍において、一教室の人数規模が非常に大きいクラスが存在が明らかになりました。大垣市もこうした学校が多くある自治体です。これは、岐阜県の小中学校において、一クラス30人～35人学級以下で構成する少人数学級政策が進まず、一クラスに国が決める最大基準のまま、子どもたちがクラスですごしている実態が、今回のコロナ禍で明らかになりました。特にこのコロナ禍においては、最終的には、20人学級規模を目指すことが、子どもたちが感染の心配なくすごす環境として必要ですが、まずは小中学校の全学年35人以下の学級となるよう、ただちに予算規模の算定、教員の確保の方法の検討を行ってください。（大垣市）

【県回答】107～110と同じ。

109. 20人学級の実現、学習支援員の抜本的増員と学習内容の精選を求めます。
20人学級は、教室の広さとの関係で密にならない最低限のものです。国の学級定員の見直しが必要ですが、県としては35人学級に取り組んだように教員スタッフを確保して、取り組んで欲しい。学習内容の精選では、6時間授業が平日に続くなど過密な詰め込み授業になっています。教科内容を重点化・精選し思い切った内容に削減をすべきです。時間数確保でなく問題は学ぶ喜びを養うことであり、内容も2／3ぐらいに精選すべきと現場を指導していただきたい。（飛騨地区）

【県回答】107～110と同じ。

110. コロナ禍のなか、少人数学級の拡充は急務です。そのために、教職員の増員、スクールソーシャルワーカーなど正規職員で配置してください。（多治見市）

【県回答】107～110と同じ。

111. 教育環境の整備にあたって教育格差を生まないことが大切です。教職員の過重をなくし、子どもに寄り添うには補助指導員の増員、配置が必要です。配置できるよう財政的措置と人的確保を拡充してください。（多治見市）

【県回答】教育環境の整備に関しまして補助指導員の増員について、児童生徒の学習を支援する学習指導員などのさらに活用となるように、国に対しても必要な財政措置を要望するとともに、

その充実についての検討をおこなっていきたいと考えております。

112. 子どもたち一人ひとりの成長を見守り、それぞれの個性を大切にできる豊かな学校教育を実現するため、また、いじめをなくすためにも、学校規模や実態に応じ正規教職員を増員してください。 (岐阜市)

【県回答】正規の教職員数の確保は重要と考えております。ここ数年、新規採用で600人規模、再任用で毎年150人程度確保しております。教職員の配置基準に関しましては法律等にもとづきまして、学校規模等において教職員を配置するとともに、実態として加配措置というものをこなっているところです。今後は教職員定数の改善や必要な教職員数の加配について、継続的に任用をおこなっていきたいと考えています。

【県回答】正規採用の数に関しては、我々としてはかなりがんばって採っていると思っています。定年退職する人数をふまえて決めていかなければなりません、教員免許更新のなかで50代後半の数が多くなっています。当面大量退職の時代が来るということを考えますと、それに見合う数をたくさん採らなければならないというのが実態です。採りすぎると30年後に同じ年齢構成になりますので、長期的に見通しながら採用数を考えていかなければならないと考えています。

【県回答】10年ごとに30時間の講習を受けて更新するものです。更新できなくて辞めていく人は聞いたことがないですが、実際に退職をされた後に非常勤の講師に入っていた方はいましたが、免許更新を契機にするという人も一部でいる。こうした人材確保上の課題や教職員の負担感に関しては一定程度あると考えています。これについては国の方に要望書を毎年出し、免許更新制の見直しについて制度改革の要望を出していきたい。

113. 不登校児童と保護者への支援を継続的に行えるように支援してください。 (中津川市)

【県回答】本県では不登校の高校生段階の生徒を対象とする適応指導教室ジープレイスを開設し、カウンセリングをはじめ学習相談やコミュニケーション力を高めるワークショップ、体験活動などの社会的自立に向けた支援にとりこんでおります。小中学校の児童生徒に対しては市町村教育委員会により、地域の実情に応じて教育支援センターが設置されて、不登校児童生徒への支援がおこなわれているところです。今後とも市町村教育委員会等と連携をはかりながら不登校児童生徒への支援に努めてまいります。

【県回答】人数については文部科学省の方が毎年調査をおこなっていきまして、文科省が公表しているものについて我々も公表している。近いデータは平成30年度になってしまいますが、小中の生徒では県下2943名です。その子たちがフリースクールであるとか、適応指導教室を設けて技術支援などいろいろな形でおこなっています。もちろんなかなか家から出てこれないということあるのですが、それぞれ小中の先生方は家庭訪問等をおこないながら、子どもたちの状況を見ながらおこなっています。県としても、高校生についても制度がありますが、もちろん全員の生徒が通えるわけではありません。学校の方としても次への進学、次へのステップをなんとかはかれるような形で学校としても支援していきます。放置しているという認識はない。

114. ギガスクールが課題を残しながら始まります。

ICT 支援員や GIGA スクールサポーター配置について、国の予算範囲では少なすぎます。県の独自予算を上乘せしてください。また、Wi-Fi 環境については、すべての世帯にルーターを貸与するための補助制度、通信費の負担に対しても活用できる制度を創設してください (国は、就学援助受給者にはルーターを貸与します)。子どもの学びの保障と教育の機会均等の観点でも、教育格差を作らないという点でも必要なことであると考えます。

(各務原市、多治見市)

【県回答】市町村におかれましては国事業に関するギガスクール構想について、ギガスクールサポーターの配置や WiFi ネット等の環境のない家庭を支援するための、家庭学習のための通信機器の整備支援、いわゆるモバイルルーター等を実施しており、具体的には県内47の教員委

員会の内、ギガスクールの配置については五つの教育委員会、家庭学習の通信機器整備支援につきましては14の教育委員会が準備されております。加えまして新型コロナウイルス感染症対策で、臨時交付金を児童生徒が自宅で使うIT環境の整備・運用経費等に充当できるとされておりますことから。県としましてはこれらの市町村に制度の活用を働きかけてまいります。さらには新型コロナ禍における学びの補償のために、県としましてオンライン事業環境導入の補助制度を設けまして、ギガスクール構想でサポートされていないギガ配信のためのオンライン会議ライセンスや配信用WiFiルーターの購入等、市町村のIT環境の整備を支援してまいりたいと思っています。

115. 要保護・準要保護制度の対象者について休業期間中(3月～5月)の学校給食費相当額を昼食支援金として3月に遡って独自支援をしてください。(多治見市)

【県回答】要保護者につきましては、学校給食相当額を支給する場合は、要保護児童生徒補助金の対象経費として計上して差しさわらないという国からの通知がございまして、この通知に基づいて各市町村教育委員会には、要保護者・準要保護者の対象生徒がいる場合に適切に対応するよう要請しております。今後、必要に応じて市町村の教育委員会に再度要請することもあります。

【県回答】全市町村に要請済みですので、新たに同じ内容のものをというわけではなく、必要に応じたかたちで要請すると考えています。国からの情報提供というかたちで、民生課、子育て支援課との連携も必要になってきます。情報をキャッチしながら必要に応じて文書を出していきたい。

116. 学校給食のパンについて

輸入小麦を使用した食パンからグリホサートが検出をされています。岐阜県は学校給食のパンに使われている50%が輸入小麦です。

グリホサートは、米モンサント社の除草剤ラウンドアップに含まれる化学物質で、国際がん研究機関は「発がん性の危険がある」と発表をしています。政府は、2017年グリホサートの残留農薬の基準を5ppmだったものを6倍の30ppmに引き上げて、厚労省は基準を超える違反はないと言っています。岐阜県が昨年9月に行った検査では0.01ppmであり、基準に適合して問題ないとしています。

たとえ基準値以内のグリホサートであっても、小さな子どもの体内に蓄積されていけば、何らかの影響があるのではないかと、予防原則に立って、国内産の米、小麦など安全なものに切り替えていただくように要望します。(各務原市)

【県回答】学校給食の食パンについての県の考え方をお答えします。学校給食用のパンに対する県内の小麦粉の配合率につきましては、健康に配慮した県内生産物の積極的な利用の推進という観点から、県の学校給食会において緊急開発や配合比率の変更がなされております。今後必要に応じて県の学校給食会と情報共有しながら、安全安心な給食の提供をすすめてまいります。

【県回答】平成16年に配合割合につきましては、その時30%の割合から20%の県内産小麦粉の増量をして、現在50%の割合で使用しています。今後も当然のことながら、緊急開発、配合比率の変更については県の学校給食会の方でなされますので、情報を共有しながらより安全な給食の提供を考えております。児童生徒へのより安全な給食の提供ということに努めることが最重要課題と考えております。代替品も含めて考えていく。

117. 子どもの熱中症対策として、登下校の送迎にバスを走らせる事業の創設を行い市町村に補助金を出してください。

各務原市は、今年度については、夏休みの期間だけバスを走らせますが、7月や9月でも35度を超える猛暑日や30度を超える真夏日は続きます。子どもたちを絶対熱中症にさせないために送迎バス事業を創設してください。

岐阜県の2019年7月の平均気温30.3度、30度以上14日

9月の平均気温31.6度、30度以上22日

(各務原市)

【県回答】小中学校送迎バスについては、その設置者である各市町村において、地域の実情を踏まえ実施の検討がなされているととらえております。

【県回答】送迎バスを各務原の方でおこなっていることは承知しています。一方で問題もありまして、バスを確保できるかどうかなど、地域の実情を踏まえて実施の検討がなされるものです。極力各市町村が関係することであろうと思っています。県としては、傘をさすとか、保冷剤であるとか通知をさせてもらってます。

118. 暑さ対策のためのエアコンクーラーの設置による電気料金への適切な支援策を講じてください。教室温度を28度Cに保つためには、クーラー設置温度を26度ぐらいに設定し、換気しながら、扇風機もつかうのがコロナ対策と言われています。実際の現場は、そうになっていません。なかなかエアコンを入れてくれないとの現場の声です。電気料金を心配しないで使えるように現場の実態に合わせたエアコン活用をするために支援してください。(飛騨地区)

【県回答】県立学校につきましては、各普通教室に温度・湿度計を設置しまして、県立の学校空調設備の運用指針に基づいて稼働するよう指導しております。指針では夏季の温度設定は原則28℃ですが、適切な温度に至らない場合は、児童生徒の様子をきめ細かに確認しながら各学校長の判断で設定の温度を一時的に下げるなど柔軟な対応をすることができるとしてあります。特に今年度はコロナ状況下のなかで、感染対策をしながらの運用になりますが、5月に発出した学校災害ガイドラインにおいても、校内の環境に関して十分な換気とともに、空調や衣服による温度調節を含めた温度システムの管理に努めることとしていますので、十分配慮するようお願いしているところです。

119. 実習校、研修校制度の廃止を求めます。

岐阜市におけるいじめ重大事件の原因として、教職員の多忙化、長時間労働が明らかになりましたが、その最たるものが実習校、研修校の実態であります。教育実習については、受け入れ自治体を増やすなど一定改善が行われたようですが、研修制度については、公開授業は行わないとただけであって、改善がされたとは言い難いものであり、抜本的に制度そのものの廃止を求めます。(岐阜市)

【県回答】研修校、実習校については本県の教育の発展に貢献してきたところです。一般の学校に対して勤務時間が長くなるということをございますので、そういったものを踏まえて時代の変化に合わせた見直しが必要だと考えています。このため教育実習の受け入れに関しましては、実習生の担当を各教員一人以内とするなど市教委や岐阜大学と連携しています。それ以外の研修のあり方については、引き続き各学校の実態を把握しながら研究資料、研究発表会の改善をすすめていきたいと考えています。

120. 定時制高校の給食は、生徒の貴重な栄養源であり、学びの保障の基礎となります。高山高校定時制の給食は、民営化はしないようにしてください。

高山高校定時制の給食は、生徒、教職員に大変喜ばれています。教育効果も十分出ています。安上がりで安易な民営化を絶対にしないで存続してください。(飛騨地区)

【県回答】定時制高校の給食につきましては、各校の教職員や学校関係者による意見交換を実施しまして、各学校の意向や実状を十分に踏まえて対応しています。飛騨の高校におきましても同様に、学校の意向や実状を十分に踏まえて適切に対応してまいりたい。

121. 岐阜県立恵那南高校存続を要望します。

恵那南高校は2007年に岩村高等学校と統合し恵那市恵南地区に唯一残された総合学科の公立高校です。また、近隣の地域住民にとって多くの交通費を使わず学ぶことのできるとてもありがたい存在です。

ここ数年、恵那南高校は少子化の中で存続が危ぶまれてきました。しかし、様々な特色ある教

育活動を行い魅力を高めています。「恵那川上屋」と連携した6次産業学習・地元小中学校と共に「浪漫学園」・大正村の活動に積極的に参加する地域貢献活動・・・などがそれです。そうした特色ある活動が行われる中、進学希望者が増えてきました。

ところが、2018年度募集定員が80名から60名に減らされてしまいました。定員減の決定は、当該の恵那南高校校長先生への丁寧な聞き取りもなく新聞発表の1週間ほど前に突然知らされたとのことでした。結果として2018年度は受験希望者が定員を大幅に超えてしまい入学希望しながら不合格になるという生徒が10名程生まれてしまいました。

現在、恵那南高校は少人数で手厚い指導がされ、国立大学を初め大学進学する生徒・さらに専門的な力をつけるために専門学校へ行く生徒・企業へ就職する生徒など個に合わせた進路指導が行われています。特に就職については地元で仕事をしたいという生徒が増え、地元企業や営業所の力になっています。

このように恵那南高校存続は、恵南地域活性化のためにも大変重要な存在です。このような学校を何としても存続させたいと一昨年度より「恵那南高校地域サポーター」募集が行われ、40名を超えるメンバーが部活応援や学習支援・指導など行っています。今年度はバス・鉄道待ちの生徒が活用している学習スペースで、自主学習や地域学習だけでなく地域サポーターが支援しながら、進路や生き方を考えたり生徒同士が交流できたりするような場を設けたら・・・という意見も出され検討を進めている所です。

どうか、恵那南高校の定員をこれ以上減らさないような予算を組んで下さるようお願いいたします。

(恵那市)

【県回答】現状において、高校の適正な規模という観点からの再編統合は考えておりません。県立高校においては平成28年3月の活性化計画策定委員会の審議まとめにおいて、恵那南高校を含めた19校が、少子化の進行により小規模化を懸念されていることから、地域と連携して活性化を図る必要があるとされました。このため県教育委員会では、こうした高校について、平成28年度以降順次活性化に関する事業を展開して、地域のみなさんと連携して活力のある高校づくりを推進してきたところです。恵那南高校につきましては、地元企業、恵那市との三者連携で国を支えにした独自産業学習といったことで、地域産業の理解を深めるといった地域と連携したとりくみを展開しております。今後も多様な学習ニーズにきめ細かく対応するという恵那南高校の特色が発揮できるように、地域と一体になって高校の活性化を図ってまいりたいと考えています。

【県回答】恵那南高校を含む高校の活性化につきましては、地域の方々のご協力が不可欠です。学校協議会でも地域の方々のご意見を伺いながら活性化をはかっているのが実情です。適正化の規模だけで再編を考えていないと現状を申し上げましたが、今後の活性化についても地域の方々のご協力をいただくことが多いと思いますので、よろしくお願いします。

122. 障がい児の教育環境の改善について

①特別支援学校卒業後の仕事や生活を保障するために、障がい者施設や働く場を増やしてください。

②密を防ぐために、特別支援学校の送迎バスを増やしてください。

③特別支援学校への通学時間が加子母や付知から通うのに片道1時間以上かかる。ぜひ中津川市に特別支援学校をつくってください。

(中津川市)

【県回答】①働く場の増設につきましては、特別支援学校卒業後の就労支援を強化するため、令和2年度から県内各圏域に特別支援学校就労支援室を設置したところです。本室では、辞職してしまった特別支援学校卒業生等をスタッフとして雇用し、支援員の指導の下、就労に必要な能力や意欲、態度を養成し、一般企業等への就労につなげるとりくみをおこなっているところです。

②特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの軽減を図るため、乗車率が50%以下とな

るようにバスを増車しております。

③県における特別支援学校の整備につきましては、平成18年にこども待機プランを策定し、学校整備計画に基づき新設校の開校、既存校の総合化等をおこない、各地域で学べる環境整備をおこなってきました。さらに平成29年4月、岐阜清流高等特別支援学校を開校し、子どもかがやきプランによる特別支援学校の環境整備を完了した他、平成29年3月に策定した新子どもかがやきプランに基づき平成30年4月に西濃高等特別支援学校を開校したところです。現在、開校を予定している特別支援学校はございません。付知町方面のスクールバスにつきましては、可能な限り短い距離でのコースの設定しており、引き続き一人ひとり生徒の地域の学びを支える環境の整備に努めてまいります。

【県回答】障がい者をもったお子さんの支援は、基本的には市町村の方で。今回のコロナを受けた補正予算で 学習指導員の配置はやっているので、そういったものを活用していただきたい。スペースサポートスタッフということで、人材配置でできるだけ教員が学級運営や授業に専念できるように環境づくりに引き続きつとめていきたい。

【県回答】平成29年に策定した新子どもかがやきプランにおきまして、県内各地域に高等特別支援機能を整備しますとして方向性を示しています。機能というのは一校の学校ということもありまして、特別支援学校のなかにカリキュラム・指導内容を導入するという二通りの考え方があります。加茂地区につきましては、狭隘化になっていますので、校舎の増築の実施設計に取りかかっています。校舎増築に合わせまして高等特別支援学校の機能の導入をすすめていきたい。

【県回答】(健康福祉部) 障害者施設の増設についての回答。特別支援学校の卒業後の仕事や生活を保障するための施設としては就労移行支援や就労継続支援のサービスを行う事業所が考えられます。こうしたサービスを含めて地域にどのようなサービスが即応し、どのように確保に係るかについては地域の現状と利用者の動向を見極めて地域の各市町村の自立支援協議会において検討が進められることとなっている。各市町村の自立支援協議会の協議結果に基づいて今年度中に定める障害福祉計画に必要となるサービス計画を記載することとなる。また、県としても、市町村のサービス討議資料を踏まえながら、次期の岐阜県障害者支援総合プランにおいて県全体として必要となるサービス見込み量を定めていく。

【県回答】(商工労働部) ①障がい者雇用の場の拡充について。今年の4月に岐阜県障がい者総合就労支援センターというものを開設しました。こちらのなかに設置しました県立ハローワークで障がい者の求人企業の開拓をおこなっています。また、各圏域に障がい者就業・生活支援センターがございますが、こちらにおいても障がい者雇用開拓員を配置し、職場実習や職業訓練の受け入れ企業を開拓しております。障がい者総合就労支援センターに移転をしております障がい者雇用企業支援センターがあります。こちらの企業支援センターの方で、経営者や従業員の方に向けた意識啓発のセミナーや出前講座をしております。また、企業訪問をしたり、専門家を派遣したりということで、障がいのある方の特性に合わせた仕事とか体制整備のアドバイスをしております。さらにジョブコーチですが、職場内での相談窓口となり、障がいのある方と企業との調整を担うジョブコーチの育成にもとりくんでまいります。

【県警本部】

123. 川島渡橋北の交差点に十字マークを付けていただきたい。

内回りをしてくる車があり、危険を感じることがあります。

(各務原市)

【県回答】現場を確認いたしました。ご要望の十字マークですが、生活道路である狭い道路同士の交差点や、住宅街の見通しの悪い交差点の認識が困難な場合に、事故防止のために整地するという基準がありまして、道路管理者の所管になりまして、関係道路管理者、関係機関と協議したところ該当しないということで設置については考えております。これに代わる対策ができないかということで、十字マークに代わる標記ができないか検討していましたが、この交差点は

車線数が少ないことと、交差点形状が比較的小さいことから、逆に無名標記をすることによって内回りをすることが助長されてしまう恐れがあるということで設置については…。なお交差点では実際に事故が少ないとはいえ年に1件、2件発生しておりますので、道路管理者と効果的な交通事故防止対策を研究していきたいと考えております。

124. 主要地方道恵那蛭川東白川線から市立恵那病院方面への市道病院線と分岐する、恵那市大井町緑ヶ丘の三叉路、カーブもきつく、坂道であり大変危険です。事故の際には重大な事故となることが予想されます。小学生の通学路でもあり、早急に信号機の設置をしてください。【写真参照】 (恵那市)

【県回答】現場の調査を実施いたしました。比較的交通量が多いとは言えず、ここ数年の事故の状態をみましても、信号機があれば防げたと考えられる事故が発生していないことなどが考えられますので、交差点への信号機の設置の必要性は低いと考えております。ただ交差点前後の道路の勾配や家屋がありますので、この交差点に向かう車両の速度の抑制が必要だと思っておりますので、そういった対策がとれるよう引き続き道路管理者と連携して安全対策を講じていきたいと考えております。

【県回答】実態調査で毎日通学の人が30名おられるということで、大井小学校の人もいることを認識しています。県道と市道が交わる所ですので、引き続き恵那市と連携して対策を研究していきたい。

125. 小中学校の通学路、保育園の散歩コースの安全確保のため、ゾーン30の適用地域の拡大、キッズゾーンの設置をしてください。 (岐阜市)

【県回答】昨年5月に大津市で発生した保育園の園児さんが犠牲となった交通事故を受けまして、教育委員会と道路管理者と連携しまして、保育園等における園外活動の実態把握、現場点検、危険な場所はないかなど、警察の方で実施しました。点検を通じて、通学路と合わせて必要な交通環境の改善に現在とりくんでいるところです。その中でなかで警察はゾーン30といいまして、速度30キロに落とすといったことを中心とした対策をとっているところでして、今年3月末までに県内70ヶ所を整備しました。そのなかにはご指摘の保育園が18入ってしまして、18施設の周辺も含まれてまして、今後も適切な区域の整備を考えております。キッズゾーンにつきましては、厚生労働省の所管の事務を担当する自治体の関係部署、いわゆる保育園を担当する市町村がメインになりますが、警察はゾーン30と併用も可能としていますので、市町村をはじめ道路管理者と連携して引き続き対応していきたいと考えております。

【県回答】キッズ通りはホームページで公開されていますが、そもそもは内閣室の子ども子育て本部が主体となってやっております、そのなかで、どういった形で設定していくのかというのがありまして、まずは厚生労働省の所管である市町村の保育担当部門が主体となって保育園の500mの範囲で検討しなさいとなっています。その上で道路管理者と都道府県と協議となっています。ですから市が主になりますが、ゾーン30で目的は同じですので、こちらから指示提案をし、昨年も県下でも大垣と飛騨署管内はこちらから提案して設定しますので、引き続き岐阜市の方も連携して対応していきたい。

126. 県道安食栗野線の十六銀行栗野グラウンドの交差点は、変形5差路になっていて危険なことから、信号設置などの安全対策をお願いします。【地図参照】 (岐阜市)

【県回答】道路の幅員が狭く、交差点の形状はご承知のとおりです。従道路、それに交わってくる車の交通量が少ないこと、昨年のご要望もありましたが昨年と比較して交通量の調査をしても増加は見られないところです。ここは6差路になっておりまして、信号機による交通整理を行った場合に交差点内における交通の危険性、周辺道路への車の流出などによる交通障害の発生も予想されますので、かえって円滑な交通がさまたげられることもあり現時点において設置は困難であると考えられます。ただ道路管理者である岐阜土木事務所と連携し、外側線の引き直し、埋め込み型の反射板の設置とか、注意喚起を促す道路の塗装をやっているところです。加

えて岐阜北警察署による警察官による街頭監視をして、交通事故の発生は平成28、29年と人身事故が発生していましたが、昨年から対策が功を奏して人身事故は発生していません。

127. 運転免許証の自主返納手続きは、居住地の所管警察署、運転者講習センターで申請可能ですが。公共交通機関が整備をされている環境ではありません。地域の派出所、交番、地域事務所において出張返納日を設けて生活圏内でできるようにしてください。（岐阜市）

【県回答】運転免許証の自主返納手続きは県内6ヶ所の運転者講習センターの他、全ての警察署と岩村、金山、神岡の交番の合計31カ所において手続きをしています。また、交番、駐在所における対応につきましては、県警の運用上、行政サービスの統一性、持続可能性等を勘案しながら、その可否等を含めて検討をおこなっていますが、他方で代理による申請受付、更新窓口における申請受付など利便性に配慮した周知、関係機関等への生活支援策の拡充要請を行うなどをいたしまして、引き続き高齢者が運転免許を返納しやすい喚起をまいります。

【県回答】自主返納という言い方をしていますが、申請による免許取消ということで重要で重い手続きです。本人さんに直接お会いして、「本当に返していいのですか」ということを確認した上でやらなければならないということがあります。交番はいつも居るわけではありませんし、30分とか1時間とか時間がかかる面もありますので、出張でやることは検討していますが現状では難しい。免許証の有効措置がとられるのは、有効期限が9月末の方は対象になっていないので10月16日までに更新していただかないと切れてしまうということです。コロナ下の全国一律の措置ですので、延長の指示がくれば対象となります。講習会場のできる限りのコロナ対策をしています。心配の人もいます。免許取消の方の特例執行は技能・学科試験が免除されるので適性試験を受けて免許を取っていただくことになります。

128. 西部縦貫道の上尻毛八幡(長良川ビラ北)の交差点付近に新たにスーパーが増え危険なので信号機の設置をしてください。（岐阜市）

【県回答】この交差点は東西道路の交通量が昨年と比較して大きく変わらず少ないようです。また交差点の形状から信号機の設置基準には該当しないというところをごさいます。現段階では信号機の設置は考えておりません。特にこの交差点は東側の道路杭とか西側における他の交差点、旧道が急接していることから信号機を設置することによって逆に交通の円滑化が阻害される恐れがある道路環境になっています。今後の東西道路の交通量の変化とか、道路整備といった交通環境の改善などに応じて道路管理者と連携して対応していきたい。

【県回答】横断歩道を南へという話がありましたが、南へ移動すると、歩行者がいる所に車が止まり旧道から急に車が入る可能性もあり、渡っている人の危険性があります。そういうことも含めて避けた現状もあります。今後の交通量等をふまえて適切に対応していきたいと思います。

129. 岐阜市玉宮通りの交通規制緩和を。

南進について(平日は朝と夕方、土・日は終日)進入禁止とされているが、これの解除を求める。この地域は、多くの高齢者が住み、飲食店も混在しており、朝については高齢者施設の送迎の車両、また飲食店に食材や酒やビール等の搬入の車両の通行が必要となっている。また、宅配業者や郵便配達バイク等、地域の暮らし、経済の車両の出入りは欠くことができない。現在の交通規制は、登下校時の対応でなく、“神田族”と言われていた暴走族が走り回っていた時代の対策と心得ています。（岐阜市）

【県回答】平日の朝、夕方、土日の終日、進入禁止としておりますが、これを回避していただきたいというご要望です。現場調査を実施しましたが、いわゆる玉宮通りは飲食店が多数ありまして、幅員が狭いにもかかわらず歩行者の方々が多数往来する状況はご承知だと思います。特に朝の通勤時間帯は岐阜駅に向かう通行者、歩行者、高校生の自転車、岐阜駅から高校へ向かう方とか認められるところです。そのために歩行者の安全を優先ということで現在の交通規制をかけているところです。現状の歩行者の交通量等をみますと必要な規制と考えておりますのでご理解ください。ただ、ご指摘の配送業者とか宅配業者は地域の暮らし、経済に必要なだご指摘

いただいておりますが、車両の通行の禁止の除外手続きを申請していただくことで通行が可能でありまして、現に生活や経済活動のためにここを走らなければならない車の方々に関しては通行許可証を発行しておりますので、必要な車両の通行は確保できていると考えております。引き続き、交通の状況の変化等において考えていきたい。

【県回答】日本郵政や宅配業者、デイサービス、医師会には全部で1000以上の通行禁止許可をしていますが、コロナの関係で新たな宅配は、我々の広報が足りなかった面もあるので、例えば郵便局で新たな車があれば申請してくださいということに努めたい。

130. 萱場北町付近に停止線を引いてください。【地図参照】 (岐阜市)

【県回答】地図で7ヶ所ご指摘をいただいております。まず、停止線につきましては、一時停止とか踏切の手前とか、道路交通法に基づく交通で一時停止をしないという規制のある所に、なおかつ必要な場所に設置することされています。要望箇所の確認をいたしました。1ヶ所は一時停止の規制が既にされているところ。その他の箇所等につきまして一時停止の規制はないのですが、交差点の発生状況等を確認しましたところ、一時停止の交差点の他はないという現状をみますと、一時停止の必要な場所の規制、付近の信号機、横断歩道等の設置もありますので、こうした現在の交通規制によって円滑な交通が確保できているのではないかと考えています。今後も交通情勢の変化等に応じて適切に対応していきたいと考えております。

【県回答】事故の実態を見ると、自転車の単独とかすれ違い事故というところ。これから交通が増えていきますので、引き続き流れを見ながら地元の警察署、岐阜市と連携して対応していきます。

【商工労働部】

131. 新型コロナ感染拡大の影響で雇用調整された労働者の多くは不安定雇用の方々です。収入や住居の確保が不安定なため、将来に見通しが持てず家庭を持つこともままなりません。就職氷河期世代への支援を含め不本意非正規労働者の正規雇用を県内ですすめるための施策を県で進めるとともに、雇用は正規雇用が基本となるよう国に働きかけてください。

(県委員会)

【県回答】離職者等の正規雇用については、県が設置しております総合人材チャレンジセンターにおいて各種事業をおこなっています。基本は相談員による就労相談ですが、コロナの関係もありますので、相談員を増員して就労相談体制を強化しています。また、正規雇用をめざす各種のセミナーを開催しておりますし、就職氷河期世代の人等を対象にした小グループ制での就活塾というかたちでのセミナー形式のものを実施しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方を、正社員として雇用した中小企業主に対する給付金を支給する新型コロナウイルス感染症離職者雇用事業主給付金を創設しました。申請件数も非常に多く、先の議会で予算額を大幅に増額したところです。さらに、就職氷河期世代の方々については、令和元年8月に全国知事会を通じて、非正規雇用労働者の正規雇用への転換を国に提言したところでありまして、引き続き就職氷河期世代以外の方々を含め国へはたらきかけてまいります。

2021年度岐阜県予算に関する要望書

県土整備部 文書回答分
2020年7月20日

【岐阜市】

1. 県道の街路灯について、消灯中・節電中なのか故障・壊れているのか不明な箇所(大縄場大

橋、島大橋、須賀大橋など)があります。点滅状況が分かるような表示にしてください。

【県回答】橋梁の照明灯について、省エネ対策のため、一か所置きに消灯するなど規則的に消灯して運用している箇所があります。すべての箇所について、点滅状況を周知する看板等の設置をした場合、多くの設置費及び維持管理費を要するため、設置は難しいと考えております。

【県回答】岐阜市内については、鏡島大橋岐阜環状線、鶯飼大橋岐阜環状線、大縄場大橋岐阜関ヶ原線、次木高架橋文殊新田線、この4橋について点灯を行なっていて、看板を2枚ずつ、8枚設置しております。あまり看板を設置しますと、障害になり見づらくなりますので、いま各橋2枚ということで設置をしております。ご理解願います。

【県回答】まずは島大橋の現地の状況を見させていただいて、それが交通上、必要な数になっていないかどうかは判断させてください。その上で、数を増やすかどうか、もう一度再検討するかどうかを検討させていただきたいと思います。

2. 関本巣線の岐阜市三輪南地内(太郎丸)から関市小屋名地内にかけては、幅員が狭く危険な場所が多くあります。早急に拡幅してください。また、関信用金庫前の横断歩道は通学路でもあり事故も起こっています。歩行者信号を設置するためには拡幅が大前提だと言われました。早急に拡幅し改良してください。【地図参照】

【県回答】主要地方道関本巣線の岐阜市三輪南～関市小屋名地内は、未改良で歩道未設置区間が存在しており、拡幅の必要性は認識していますが、早期事業着手は困難な状況です。また、関信用金庫前も同様に未改良で歩道が設置されていませんが、早期事業着手は困難です。今後は、県全体の予算や他の事業箇所の進捗状況など勘案して検討して参ります。

3. 関本巣線の千疋橋は歩道・車道とも幅員が狭く、大型車や歩行者・自転車のすれ違いに大きく支障をきたしています。岐阜市の子どものたちの通学路にもなっており、地元では架け替えを望む期成同盟会も発足しました。早急に橋の掛け替えをしてください。

【県回答】歩行者が安全に通行できる側道橋を現在整備しております。今年度は、側道橋上部工の工事を進めます。

4. 岐阜美濃線の岐阜市大蔵台地内から長良古津地内にかけては通学のため高校生が自転車で利用していますが幅員が狭く大変危険です。岐阜県の責任で自転車専用道を設置してください。

【県回答】主要地方道岐阜美濃線の現道は自転車等も利用しており、交通安全上の観点から、岐阜美濃線バイパスの整備を進めてきました。現道区間における自転車及び歩行者の安全確保については、管理を移管する予定である岐阜市と整備手法等について協議を進めて参ります。

【県回答】岐阜美濃線の件については、将来管理していただきたいと考えておりますこの岐阜市担当の協議につきましては現在進めております。なかなか難しい内容でありますのですぐにはできませんが協議はしている状況ですのでよろしくお願いします。

5. 都市計画道路・日野岩地大野線について早期に事業に着手してください。

【県回答】都市計画道路日野岩地大野線の整備につきましては、現在、国道21号から北伸する(一)岐阜那加線那加西浦工区の整備を進めてきました。引き続き、事業中箇所の完成に向けて事業を進めて参ります。

6. 県道正木岐阜線、柳津町東塚4丁目の店舗前の土留めの崩壊しそうになっています。また、側溝と歩道の高さが合っておらず、蓋が斜めになって歩きづらい。車道からの乗り入れには勾配が強くシニアカーなど高齢者にとって歩きにくいです。改善を要望します。

【地図・写真参照】

【県回答】岐阜市管理の側溝のため、要望内容を岐阜市に伝えます。

7. 大縄場大橋の歩道は広くないことから転倒の危険があることから車道の間にサクを作ってください。

【県回答】現在、歩車道境界部の防護柵の設置に関しては、通学路や事故多発箇所を優先的に

取り組んでいるところです。要望区間は通学路でなく、事故多発箇所でもないことから早期の対応は困難です。

8. 一級河川・山田川の浚渫をして欲しい。特に大洞 1 丁目から国道156号線の間については、繁茂が激しい状況となっています。

【県回答】これまでの現地調査では、国道156号から上流区間は土砂の著しい堆積は確認しておりませんが、引き続き経過観察し必要に応じて対応を検討します。現地を調査のうえ、流水に影響を与える樹木については、順次伐採する予定です。

9. 岐阜市役所前バス停(市役所側)の歩道と車道の段差をなくして、反対側と同様にスロープを作ってください。歩道と車道に段差があるため、乗降客にとって大変危ない。【地図参照】

【県回答】岐阜市役所前バス停について、西側、東側ともに低床バスが正着した場合にバス床面と歩道(バス停)との段差が小さくなるよう歩道を嵩上げた構造としています。要望にあります段差は、停車したバスとバス停の間に隙間ができることが問題であると考えますので、バス会社に正着するよう要望をお伝えします。

【県回答】バス停のスロープについては、本来は岐阜市役所側のスロープの無い形、段がついた状態が正式な状態であります。なぜかという、バスが正しく着いた場合に、バスのステップと歩道の高さがより近くなるという構造になっており、これが正しい形であります。東側がなぜスロープなのかについては調べないとわからないのですが本来の形状ではありません。本来ならスロープの南側にバスが停車できるスペースがありますので、こちらが本来バスが到着するスペースであつたろうと思いますが、なぜスロープになっているかわかりませんが、そちらは本来の形ではないということがご了解いただければ、ありがたいと思います。

10. 長良橋、長良陸閘附近の舗装を緊急に要望します。

これまで、現場写真も提出し、中川県議を通じて再三舗装の要望をして来たが、いっこうに工事が行われる様子がない。舗装が剥離をし、小石が歩道に散乱し、歩行者や自転車が通行するにあたって、危険な状況となっていることから、速やかな舗装の打ち直しを要望する。

【地図参照】

【県回答】今年度は、要望区間の中でも舗装状態の悪い長良陸閘付近の交差点において、舗装補修工事を予定しております。舗装補修工事は管内全域で要望が非常に多く、全面的な補修は困難ですが、路面の損傷状況や交通状況を考慮しながら、部分的な補修も含め、順次必要な補修を行ってまいります。

【各務原市】

1. 県道一宮各務原線の道路拡幅を。

川島松倉町地内堤防から降りるところは道路幅が狭く対向できません。また鉄砲川に架かる橋は、朝の通学時間帯は保育園の送迎と重なっていることや幅員が狭く、大変危険であり、早急に改善を要望します。その先もブロック塀が立ちはだかり、交通事故の際、子どもたちの逃げ場がないなど、安全な歩道を早急に作る必要があります。昨年も要望しましたが、拡幅の必要性は認識していただいていると思いますが、県全体の予算や他の事業箇所の進捗状況など勘案し検討すると回答しています。いつ頃になるのか計画を作っていただき、明らかにしていただきたい。

【県回答】一般県道一宮各務原線の川島町松倉地内の一部区間は、幅員狭小のため、拡幅の必要性は認識していますが、早期事業着手は困難な状況です。今後は、県全体の予算や各務原市内の他の事業箇所の進捗状況など勘案し検討して参ります。

2. 川島松原地内の未築堤等について早急に着手されることを求めます。

川島松原町地内には未築堤部分があるため、地域住民は大雨や豪雨のたびに心配しています。地権者から昭和47年に用地買収をされて以来、一部の地権者の用地買収が難航しているためと、いまだに一部未築堤のままとなっています。毎年要望していますが、昨今の線状降水

帯が来たままのものではありません。一刻も早く、築堤工事に着手してください。地権者との話し合い、築堤の工事着手計画について説明を求めます。それができなければ、補完する他の対策はあるのか伺います。

【県回答】本要望については、管理者である木曽川上流河川事務所に伝えます。

3. 木曽川の川の中に樹木が成長している箇所が何カ所かあります。南派川はきれいにしていたが、北派川は、特に松倉町あたりは川幅が半分になっており、7月の豪雨では急流になっており、伐採してください。また橋の付近の樹木も伐採して下さい。いつ頃事業に着手する計画なのか明らかにしてください。

【県回答】本要望については、管理者である木曽川上流河川事務所に伝えます。

〔山口市〕

1. 山県IC以北の「国道256号高富バイパス」の「伊佐美地域の盛土構造」による地域の皆さんの水害への不安が出されています。そしてこの不安を解消するために、橋脚方式の工事へ変更してほしいとの要望が出ています。また山口市からも橋脚方式への変更の要望を出しているとの議会答弁もありました。そこで、盛土構造から橋脚方式への変更をするという県としての立場を明確にしていきたい。【説明資料】

【県回答】今後、具体的な道路構造については、道路の詳細な設計を行う中で、関係機関と協議を行い、地元の要望も踏まえた上で、安全性や経済性を含め、検討を進めていくこととしています。

【県回答】国道256号高富バイパスの盛土、水害への地元からの不安な声も事務所から聞いております。そうした声を踏まえながら、今後、安全性について適切な時期に検討を進めていきたいと考えております。

【県回答】いまのご意見は参考にさせていただき、あくまでいたずらに遅らせることはありませんので、適切な時期に検討していきたいと思っております。

〔北方町〕

1. 北方町ホリモク生涯学習センターきらり(北方町北方1857番地)のきらりホール北側、及び西側には丸い石が連なって設置されています。ホールに出入りする際、足元に注意を払わないと躓く事がありバリアフリーの観点からも問題があります。また連なる石によって歩道が形成されていますが、途中が極端に細くなり、多人数が歩く場合石の列の外に出なければ通行できません。改善してください。なお、建物(きらりホール)は町が建築したのですが、敷地は県の土地となっています。【写真参照】

【県回答】(都市建築部)北方町ホリモク生涯センターきらりは、県が貸与した県有地に北方町が建設した施設であり、施設管理者である北方町にご要望いただくことが必要です。なお、本要望については県からも北方町に伝えてまいります。

【県回答】北方町のまちづくり、生涯センターきらりの周辺のまちづくりの関係もありますので、道路なのか、敷地整備なのかということは、北方町と検討していくことになると思いますので、県の立場としては、先ほどの意見も踏まえて助言していくなど、かかわっていきたいと考えています。

〔関ヶ原町〕

1. 国道21号線バイパスの舗装改修をしてください。(信号瑞竜から東町北まで)【地図参照】

【県回答】国土交通省管理の道路であるため、要望箇所と内容について国土交通省へ伝えます。

〔可児市〕

1. 木曽川の左岸堤防(河口より67.8*付近:可児市河川隣接多目的公園の西)が、先の豪雨

災害により、飛騨川・木曽川が増水し、今渡ダム下流で、氾濫警戒水位(7月8日＝9.51m)に達しました。国土交通省・河川事務所が流下障害樹木を撤去し、当該地区エリアで樹木林・竹林を根こそぎ削りとったことから、木曽川河川堤体の底が見える状況になりました。堆積した砂、土の上に、盛り土による堤体が形成したかのようになっています。豪雨による最大流量の流下による「越流破堤」、古い岩盤の上に堆積した盛り土堤体への浸食による「破堤」を防止するために、有効な堤防防護対策の立案・検討を願います。【地図・写真参照】

【県回答】本要望については、管理者である木曽川上流河川事務所に伝えます。

[中津川市]

1. 中津川市松田地域の地藏堂川の倒木の撤去と護岸の補修をおこなってください。
地図に赤丸で川の範囲を示しました。川の中に倒木があり、護岸が壊れています。

【地図参照】

【県回答】現地確認の結果、要望区間付近に土羽護岸の損傷、倒木等は確認できましたが、県の管理する施設(砂防施設等)は確認できませんでした。河川内の流水の阻害となる恐れのある倒木及び(砂防施設以外の)護岸の補修は河川管理者(中津川市)で対応することとなりますので、ご要望の件につきましては、市に対してお伝えします。

2. 中津川市の県道6号線(通称・ラクダの背)の山の田と上地の境において、先の大雨で土砂崩れが起きました。大至急、復旧工事をしてください。【地図参照】

【県回答】発生直後に現地を確認しましたが、道路の表土の一部が流れ落ちたのみであり、法面自体は崩壊しておらず不安定な土砂もなく安定した状態でした。また、すでに緑化が始まり、落ち着いているため対策不要です。

3. 今回の豪雨によって中津川市千旦林川の堤防・護岸が損壊しました。大至急、復旧工事をしてください。【写真参照】

【県回答】公共土木施設災害復旧事業にて復旧する予定です。

4. 7月10日に付知町七区寺山地区、墓地上部の寺山用水に山の土砂が入り用水をせき止めました。地滑りの部分もあり、付知総合事務所の担当者と地元民用水係が現地視察をしました。用水取り込み口もふさがりました。寺山地区の田んぼの用水なので、早急の復旧をお願いしたい。

【県回答】(農政部)山から土砂が崩落し、用水路内に土砂が堆積しており、用水路自体は破損していませんが、用水を利用しており、早急な対応が必要であることから、7月28～31日にかけて、中津川市が土砂撤去工事を実施しました。

[恵那市]

1. 国道257号線の木ノ実地内、神明神社前の道路は、冬場、日が全く当たらず凍結してとても危険です。凍結防止のための具体的な措置をとってください。

昨年、県土整備部道理維持課から「冬季に現地確認した上で、必要な措置を実施します」との回答をいただきました。①現地確認はされましたか。②確認した結果、どのような措置を取ることになりましたか。③その措置はいつ行う予定ですか。

【県回答】昨年度、現地を確認した結果、当箇所は冬季に日照時間が短いということもあり、凍結しやすい環境であるため、12月～3月上旬は、凍結を確認するためのパトロールを実施することとしております。また、凍結が予想される場合は凍結防止剤を散布しております。

2. 国道257号線、上矢作町本郷地区から木の実トンネルまでの区間はカーブが多いうえ、道路横に伸びた草があり、ドライバーの視野を妨げています。道路標識も見えないところもあります。シカなどが急に飛び出し自動車と衝突する事故も発生しています。ぜひ年2回は草刈りをしてください。・・・と昨年要望したところ、県土木整備部道路維持課「現地を確認し、車両、歩行者の

支障となるような箇所について、草刈りを実施します。なお、除草回数の増加は困難です。除草はドライバーの視認性悪化等により交通の安全性が確保できない箇所や、歩行者の通行に支障をきたしている箇所を優先的に実施し、効果的、効率的な維持管理に努めます」と、回答いただきました。

特にカーブは道路法面の草木がはみ出し、ドライバーの視認性悪化が顕著です。現地を確認し、最低6月後半と10月後半の2回は草刈りや道路整備を実施してください。

【県回答】一昨年と同様、適宜現地を確認し、車両、歩行者の支障となるような箇所について、草刈を実施します。なお、除草回数の増加は困難です。除草はドライバーの視認性悪化等により交通の安全確保ができない箇所や、歩行者の通行に支障をきたしている箇所を優先的に実施し、効果的・効率的な維持管理に努めます。

3. 矢作川上流にある支流、飯田洞川および木の実川の護岸や中州に堆積した土砂に大きく成長した木や草が茂っており、大水が出た時にはそれらが押し流され、橋げたに引っ掛かり、ダムのように水をせき止め、災害を引き起こすことにつながります。直ちに撤去するなど有効な対策をとってください。・・・と昨年要望したところ、県土木整備部河川課から「現地の状況を確認したうえで、治水上支障となる樹木等を伐採するなどの対応を検討します」と、回答をいただきました。現地の確認をしてどのような対応をされたのでしょうか。

【県回答】木の実川においては、令和元年度に流水の阻害となる倒木や竹の伐採を行いました。また、飯田洞川については現地調査の結果、土砂等の著しい堆積は認められませんでした。引き続き経過観察し必要に応じて対応を検討します。

以上